

平成22年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び閉会 平成22年3月24日 午前10時00分 開会
午後 3時51分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	大 武 勇 吉
企 画 部 長	森 川 重 裕	市 民 生 活 部 長	安 川 登
都 市 産 業 部 長	石 田 勝 朗	保 健 福 祉 部 長	花 井 義 明
教 育 部 長	高 木 久 雄	水 道 局 長	正 田 貴 一
消 防 長	中 島 克 比 虎	会 計 管 理 者	森 田 源 千 代

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 5番 朝 岡 佐一郎 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

4番、春木孝祐君の発言を許します。

4番、春木君。

春木議員 皆さん、おはようございます。日本共産党の春木孝祐でございます。よろしくお願いを申し上げます。

きょうは私、3つの課題について質問をさせていただきます。ご答弁の方は1課題ずつお願いをし、質問席で再質問をさせていただきますので、はじめにお願いを申し上げておきます。

まず、あらかじめ提出しております質問表ですが、順番はちょっと時間の都合上入れかえさせていただきまして、最初に、奈良県みんなで作る渋滞解消プラン、平成22年ことしの2月に発表されているものですが、このことについて質問をさせていただきます。

奈良県のホームページでこのプランを拝見したのでありますが、このプランは奈良県土木部、奈良県警察本部が作成したもので、平成15年度の計画ではバイパス整備などのハードな対策が渋滞解消のため、137件のうち121件もあり、平均で1対策当たり130億円、対策完了まで10年を超えるなど多額の投資と相当の期間が必要なので、期間やコストを意識した速効対策の強化が必要との認識のもとでつくられたものでございます。さまざまな検討の結果、県下で渋滞が著しい箇所として57カ所が記載されており、我が葛城市内では県道御所・香芝線の當麻寺交差点から葛城山麓公園入り口交差点の区間、つまり区間全体として渋滞の箇所だという指定をしているわけです。そして、国道24号の東室交差点付近ということが、この2カ所が挙げられております。このプランができる過程で葛城市として県との間でどういったかわりがあったのか、まずお聞きしたいと思います。

また、速効ソフト対策箇所として渋滞カルテということで、57カ所中12カ所については渋滞発生状況とその要因などが略図をつけて示されて、これから速効対策と考え方が出てきたものについては順次、追加で公表していくというふうに記されております。今申し上げました市内の2カ所についての具体的な対策の検討作業は、県との間でどのように進められているのか、あるいは県はこの2カ所についていつごろ計画の実施を考えているのか、ご報告をお願いしたいと思います。

次に、児童公園、身近な公園とか街区公園とかさまざまな言葉が使われているわけですが、このことの設置についてお伺いをいたします。

平成19年3月策定されました葛城市都市計画マスタープランでは、本市における都市公園は平成19年1月1日現在、61カ所、面積にして34.72ヘクタール、都市計画区域人口は3.6万人で、1人当たりの面積は9.64平米と記載されております。現在の状況はどのようになって

いますか、お答えください。そしてまた、奈良県広域緑地計画の都市公園整備の長期目標、1人当たり公園面積20平方メートルを目指すと、この計画にありますか、現在変更はありませんか。

平成20年策定されました葛城市緑の基本計画の公園緑地等の整備の項には、街区公園は、つまり身近な公園という意味ですが、市街化区域において部分的に誘致圏から離れた場所が存在しており、重点的に整備すると示されおられます。私の住んでいる當麻寺駅近辺で申し上げます、最近10軒から20軒程度のミニ開発が進み、子どもたちがふえてうれしく思っているのですが、當麻寺からバイパス山麓線の間には残念ながら公園が1つありません。ミニ開発がこのまま進めば、公園を設置する場所がなくなってしまいます。また、市街化調整区域においては身近な公園の不足集落を対象に各1カ所程度、農村公園を整備するということが記載をされています。これらの計画を今後どのように実現されていくのかお示しをしてください。

3つ目の質問です。堆肥生成事業についてということで資料を出しておりますが、昨年12月28日付で提出をされました葛城市バイオマスタウン構想は、生産地、消費地が共存している本市の特色を生かし、生ごみ、剪定の枝や葉、農作物の残渣、牛のふん、尿などを利用した堆肥化、そして廃食用の油、食用油の廃棄したものです。廃食用油の回収、利活用によってバイオディーゼル燃料の製造を基本とするものであります。具体的に数値目標を挙げておられまして、廃棄物系バイオマスについては1年当たりでいうと2万2,233トン、現在ありますが、その89%を。またもみ殻とか稲わらなどまだ利用されていないバイオマスは5,246トンございますが、この54.7%を利活用するんだという目標を掲げて、そして平成26年度には循環型農場の確立を目指すという、非常に壮大な構想であります。

クリーンセンターでのごみの焼却量という観点から見ますと、平成20年度にクリーンセンターで焼却したごみは1万1,324トン、そのうちの4,862トン、43%がいわゆるバイオマスであります。構想ではその50.2%、2,441トン、全体の21.6%に当たりますが、これを堆肥に利用し、焼却量を減らすという効果をもたらすものだということになっております。このうち、家庭系、事業系生ごみの堆肥化目標というのは40%ということで計画がなっているのですが、ねぎや菊などの農作物残渣は100%を堆肥にする計画を挙げておられます。私たち市民や事業者の一層の協力でこの40%目標を100%にできることができれば、実に現在の焼却量を43%減らすことができるのであります。

このたび、条例の改正により事業系のごみは値上がりを行いました。10キロ当たり150円に、来年からなるわけですが、議論の中で今まで事業者に対してごみの減量について具体的な啓蒙なり、指導は行ってこなかったとのこととあります。事業系等のごみということで、平成20年度で見ますと全体の32.6%、これはもちろん農業系ごみも含んでいるわけですが、3,694トンあります。そのうち生ごみは1,200トンで27%を占めております。できるだけごみの出ないように事業スタイルを見直し、紙などの資源ごみの分別収集を徹底する。そういったことでさらなる減量が期待されます。申し上げました生ごみで言えば、分別収集、堆肥化、その効果が数値的にも明らかであります、しかしその受け皿が急がれると思いま

す。個別にごみの減量の手だてを支援することが業者への負担を減らす一助になるんだと思います。

循環型農業の確立、これは非常に価値の高いものでよりより農産物を提供できるというふうになれば、まさにすばらしい構想と言えます。すなわち、バイオマスタウン構想の推進は循環型社会の形成、廃棄物の削減の骨格をなし、堆肥生成事業はその中心事業と言えます。しかも本構想では、平成22年度の予算化に始まり、平成26年度循環型農業の確立に至るまで各年度の取り組み工程が示されております。年度別に具体的な取り組みの説明、とりわけ予算規模、プラントの種類、農業指導について述べてください。

また、今後の推進体制として1つ、行政、2つ目に住民、農家、企業、民間団体、ボランティア、NPO、3番目に学識経験者といった全市を挙げての協働体制を整備するなどとし、おのおの具体的に記載をされております。この中に農業協同組合が入っておりませんが、特に堆肥の流通や販売に果たす役割は大きいと考えられます。どのような位置づけになりますか、説明をいただきたいと思います。

また、葛城市農政活性化推進協議会が12月に結成されました。その構成とバイオマスタウン構想推進についての役割について現在討議されている内容についてご説明いただければありがたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

下村議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、春木議員のご質問でございます。まず1番目の、みんなでつくる渋滞解消プラン、それから公園の設置状況ということで、私の方から1番目と2番目のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、みんなでつくる渋滞解消プランでございますけども、春木議員お尋ねのとおり、県のホームページの方に掲載の渋滞解消プランでございます。これにつきましては、渋滞解消プランとしての、市としてのかかわりはございません。この内容につきましては、県の交通量調査に基づきまして、JARTICデータを使用いたしまして、5分毎に平均運行速度、旅行速度でございますけども、10キロ以下になった場合の渋滞を1回とカウントし、3時間のうちの渋滞カウントをカウントいたしまして、19回以上は渋滞が多い、7回から18回までは渋滞程度は中程度である。1回から6回は渋滞程度は少ない。それから非渋滞、渋滞は発生していないの4分類により、渋滞の発生状況を整理されています。

その中で、当市における渋滞対策箇所といたしましてお尋ねのとおり、當麻交差点から山麓線入口までの交差点、一応6カ所あるんですけども、當麻参道、竹内、太田南、鈴原、南藤井、山麓公園入口の6カ所でございます。この6カ所が解消プランに挙げられております。それから、もう1点お尋ねの国道24号、東室付近の交差点ということでございますが、私が入手しておりますホームページではこのプランは入っておりません。御所市の国道309号と交差いたします室交差点ではないかと思われまして。現在、この渋滞個所の解消につきましては、まだ具体的な対策についての計画は示されておりませんが、渋滞解消は地元からの要望も大きなものもありますので、今回データも示されておりますので、右折レーンの設置など

渋滞解消に向け、県の担当課と協議を重ねてまいりたいと思います。

それから、2番目の……。

(「済みません。1課題ずつ再質問させていただきたいんですが。3つ挙げております」の声あり)

下村議長 全て一括で答弁をした後で再質問をしてほしいんです。全部担当部から答弁が終わってから。

(「休憩しいよ」の声あり)

下村議長 暫時休憩します。午前10時30分より再開いたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時29分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、都市産業部長の答弁をお願いいたします。

石田都市産業部長 それでは、春木議員の2つ目のご質問でございます児童公園の設置ということで、現在の公園の状況、それから今後の公園の面積当たり、公園面積20平米を目指すということに変更はないかというご質問でございます。お答えをさせていただきます。

平成21年4月1日現在の葛城市におけます公園の整備状況でございますが、街区公園といたしましては51カ所、3.77ヘクタール、近隣公園は9カ所ございまして10.96ヘクタール、地区公園は2カ所ございまして11.8ヘクタール、風致公園8.51ヘクタールの63カ所で合計面積が35.04ヘクタールの設置状況となっております。市民1人当たりの公園面積といたしましては、約10平方メートルとなっているところでございます。平成19年3月策定の都市計画マスタープランでは、都市公園面積の長期目標といたしまして1人当たり、お尋ねのとおり公園面積は20平米を目指すとしております。この目標にかわりはございません。

今後の公園の整備でございますが、新規に都市公園を設置する手法といたしましては、規模要件が2ヘクタール以上、事業費が2億4,000万円程度となっておりますので、現在財政状況の厳しい中、この都市公園の設置につきましては難しい状況であると思っております。また、他の公園の手法といたしましては国県との協議となってまいりますが、平成20年3月策定の緑の基本計画に基づき、緑化重点地区を設定し、事業計画を策定することにより、地域設定時の条件も出てまいりますが、国庫補助事業としての整備が可能となってまいります。

平成22年度予算におきまして、今後の整備を検討する資料づくりといたしまして、緑化重点地区の設定に関する予算を計上させていただいております。公園整備を進めることにより、以後の管理経費もかさむこととなりますが、1人当たりの公園面積20平方メートルを目指し、県関係機関とも十分協議を重ねまして、小さな子どもたちが安全でのびのび遊ぶことのできる施設を提供することを目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

下村議長 市民生活部長。

安川市民生活部長 4番、春木議員のご質問にお答えいたします。

堆肥生成事業についてということで、平成22年度の予算化、平成23年度以降の年度別取り

組み工程の内容説明と、それと葛城市バイオマスタウン構想に盛り込まれています堆肥生成事業の具体的な内容についてお答えをさせていただきます。

平成22年度の予算内容でございますが、昨年7月にNPO法人菜の花プロジェクト会議の主導によりまして家庭から排出される生ごみを分別し、堆肥化する試みといたしまして市職員を中心に30世帯がおひさま堆肥を実施し、10月には市民の皆さん方にモニターとしてご参加をいただき、46世帯、約8カ月実証実験として生ごみ堆肥に取り組んでまいりました。このおひさま堆肥事業につきましては、バイオマスタウン構想の堆肥化生成事業の第一歩として平成22年度はより多くの市民の皆さんに取り組んでいただくもので、目標モニター数100世帯を想定しております。このことによりまして、手狭になります作業場の確保と発酵資材保管用ビニールハウスやコンテナ、バケツ等の消耗品を合わせて37万6,000円を予算化したところでございます。一方、堆肥化生成事業の拠点となります生成施設設置事業、啓発活動事業につきましては、バイオマス交付金の採択を受けるべく、厳しい財政事業を考慮しながら具体的なプラントの種類、予算規模等について精査検討を重ね、交付金補助申請の手続きを進めてまいりたいと考えているところでございます。

平成23年度の取り組みといたしましては、一般家庭から生ごみ、農作物残渣、食品残渣、事業系生ごみ、剪定枝葉の堆肥化と利活用を進めるため、体制づくりを予定しております。具体的には一般市民、農家、事業者、ボランティア、学識経験者、行政側として農政活性化推進協議会などと共同で収集体制、堆肥化施設の運営方法、農業指導の一環として化学肥料ではなく、土壌改良並びに堆肥を使った農業手法について専門家による講習会など、堆肥利活用のシステム構築について検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、新クリーンセンター焼却施設にあわせて剪定枝葉堆肥化施設については、新クリーンセンター基本計画に盛り込まれており、この施設と共生を図り、バイオマス交付金堆肥化施設を予算化し、平成23年度に着工できればと考えております。平成24年度から平成25年につきましては、事業実施年度の位置づけといたしまして堆肥化施設完成後は家庭、学校給食、農作物直売所、量販店から発生する生ごみと農作物残渣、もみ殻、剪定枝葉による堆肥を生成し、この堆肥を農地等に利用いたしまして、おいしい農産物として農産物の特産化を図り、地域内でも販売消費されることによる消費活動や生産活動による廃棄物を堆肥化して利活用する循環型社会形成の一翼を担う循環型農業の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

下村議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、堆肥生成事業の中での葛城市の農政活性化推進事業の構成についてということでお尋ねですので、こちらの方につきまして農林課の方で担当しておりますので、私の方からご答弁を申し上げます。

農政活性化推進協議会につきましては、平成21年12月21日に設立を行いました。構成員につきましては、農業委員会から1名、農家代表から11名、消費者代表が4名、農業協同組合が2名、直売所代表といたしまして2名、奈良県農政部局から1名、市職員が7名で合計28

名で構成をされております。男女の内訳につきましては、男性が23名、女性が5名となっております。

また、協議会では4つの委員会を設けておりまして、担い手対策推進委員会、耕作放棄地解消推進委員会、地産地消推進委員会、アグリビジネス推進助成委員会の4部会となっております。各委員会では葛城市の農業の現状を把握し、今後あるべき農業の姿を目指し、農業の活性化を図るもので、次世代の子どもたちによりよい形で受け継いでもらえる体制づくりを行うものでございます。

また、今月28日に実施いたしました第1回農業フォーラムも、今頑張っておられる農業者の方々により新しい情報を伝え、新しい流れを認識してもらい、自己の農業に役立てていただくために行ったものでございます。

今後の方向性としていたしましては、葛城市の農業を大きく飛躍させ、後世に引き継ぐために今の農業をいかにして魅力のある農業に変革させ、もうかる農業にすることを目的に地域の活性化につながる農業ビジネスの確立を目指してまいりたいという思いでの推進協議会の立ち上げでございます。

以上でございます。

下村議長 4番、春木君。

春木議員 まず、最初に新米で少しルールについて十分熟知していなかったため時間をおかけしました。おわび申し上げます。

じゃ、最初に質問をしました渋滞解消プランの方から再質問をさせていただきます。何か、時間がたつと焦ってくる感じですが。

まず、私が質問で申し上げたところで東室交差点というふうに、この資料では挙がっておりまして、少し場所について行き過ぎ、勘違いしたかもしれません。国道24号東室交差点付近というふうに挙がっております。ご答弁ではこのプランができるまでのかわりはないということではありますが、私が聞いております、たびたび地元要望も踏まえて県の方には、答弁の中にもありました6カ所の交差点についての右折車線、右折路を要求して今まで取り組んでこられたということを知っておりますから、あえて取り組みの状況についてということをお聞きしたわけでございます。

私たちは住民の皆さんと一緒に、今まで問題になっている渋滞区間の道路をより安全にしていくために、特に歩道の設置などを求めてたびたび県とも交渉をしておる経過を持っているわけでありまして。今渋滞を緩和するための具体的なプランについて、これからぜひ県の担当者と十分具体的な協議をされて、要はあまりお金をかからずに速効性のある対策ということで協議がまとまれば公表もし、取り組んでいくということでございますから、地元の皆さんとよく知恵を絞られて、できるだけ速効性のある対策をいくつか取り上げてほしいと、こんなふうに強く思うわけでございます。これはお願いということでしておきます。

この道路問題でございますけれども、市長の方にぜひ答えを願いたいと思っているんですが、そもそもどうして今のような渋滞区間を生んだかという問題についてどんなふうに考えているかということです。私は高田バイパスが當麻寺の交差点までできて、そしてそれを県

道であります山麓線に利用してもらい、つまり供与するということが決まったわけです。本来ならこのときに葛城市も見ただけならば、東西のあの区間の道路というのは生活道路として非常に重要な道路という役割を果たしているわけです。けれども、この生活道路にどういふ支障を来すかということについて、国にオーケーを出す前に十分検討されるべきだ。これが放置されたために今回の原因をつくったんだというふうに私は考えております。

例えば、竹内街道、歴史街道として、あの歩行者用の信号ができるまでどれぐらいの、僕は年数がかかっていたのか、地元の皆さんのかなり長年にわたる要望があって実現したのではなかろうかというふうにも思っているところです。この責任はもちろん県道を持っている県の責任であるということは明白であります。しかし、国の要望に応じてそれを供与したということでもありますから、国にも責任があります。ですから、具体的な対策の1つとして今いろんな人が言っておられることを聞いておりますと、完成しております高速道路、南阪奈道路、これを無料化にすれば今の交通量は3割ぐらひは減るんじゃないかと言っておられる人も結構おられます。今こそ県と一緒に国に対して渋滞解消の1つとしてこのような要求を強くなされるべきじゃないかと思いますが、いかがでございましょうか。

それから関連して、高田バイパス4区の問題でありますけども、これは既に都市計画をされているとはいえ、国全体あるいは奈良県全体の将来交通量の予測でも全体として減少するということが予測されております。そしてまた現在ありますように、通過道路は通ると、市民生活に及ぼす影響というのはかなり大きいものがあると思います。また、特に私は市長にお願いしたいと思うのは、今新しい構想として道の駅構想、新設するという構想が立ち上がっております。この中でも、道の駅というのは当然ドライバーのための駅ですよね。それから、ある程度の交通量を確保するというのも、僕は重要な問題だろうと思っております。そんなことも含めて、道の駅の構想に当たっては既に都市計画がなされておりますけれども、高田バイパスの4区問題についても十分にご検討をお願いしたいと思っております。いかがお考えでしょうか、これも市長の方からご答弁をお願いしたいと思っております。

(発言する者あり)

春木議員 ほかにも言うんだっけ。済みません。全部言うということですね。じゃ、申しわけない。最初に2分途絶えたこと離れないものですから。

じゃ、児童公園の設置の問題についてです。

ぜひ、今の厳しい財政事情の中で市独自の財政では身近な児童公園もなかなか難しいということではございますが、とりあえずことし予算化された緑化重点計画、このこともぜひ実現をしていただけますように取り組みをお願いをしておきます。

最後に申し上げた、堆肥生成事業についてでございます。

ご丁寧なご答弁をいただきました。まず、ご答弁の中でもありましたように、家庭系の生ごみを堆肥化するということについて大分前から市民のご協力も得て取り組みをされて、今では良質な堆肥ができるということがほぼ実証されている段階にあると理解をしております。関係をされた方々、あるいはまた県下でも非常に少ない、まだ葛城市を入れて3カ所しか構想が発表されておられませんけども、すばらしいバイオマスタウン構想を立ち上げられた関係

のみなさんに敬意を表したいというふうに思います。

ご答弁の中で、今バイオマスタウン構想の交付金を得るべく今年度具体的に計画をして、そして予算要望し、平成23年度実際に建設をしていきたいというご答弁があったと思いますが、もしもこんなことを言うのは失礼ですけども、この交付金が獲得されなかったとしたら一体どうなるのか非常に心配でもあります。非常にすばらしいバイオマスタウン構想、これ全体で平成26年度には循環型農業を確立するという、そういう壮大な目標を持っておられる。いろんなことが関係してくるわけですけども、全体としてどれぐらいの予算規模で取り組もうとされているのか、財源も含めてぜひ市長のご答弁をお願いしたい。

それと、循環型社会の形成に向けてどういうふうにやっていくか、今石田部長の方から農政活性化委員会の現状もご答弁をいただいておりますが、具体的には何か水田農業であるとかねぎ農業であるとか菊農業であるとか、具体的な対象を絞って、そして循環型農業を完成していくとか、もっとより具体的な問題、認識を持たれるということも必要じゃないかと思うんですが、もう少しさまざまな講習をしていくという以外に、もうかる農業という活性化委員会での役割もありますが、循環型農業の形成という視点からどんなふうに農家の協力を得ていくか、そういう農業を実践していくかということについて、もう少しご答弁をいただければと思います。よろしく申し上げます。

下村議長 山下市長。

山下市長 春木議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、渋滞を生んだ原因について市長はどう考えんねんということですけど、それはさまざまな要因があろうかと思っておりますので、それを列挙してもわからない、モータリゼーションの発展であるとか、そういったことも要因の1つと考えられるでしょうし、計画的な道路が奈良県においてなかなかなされてこなかったというところも1つの要因であろうかというふうに思います。

それに絡めて南阪奈道路の問題、高田バイパスの問題等について、ことし1月に新聞で出て、高田バイパスの問題が出てまいりました。そのときにも新聞社からこれについてどう思っねんとかというお話もありましたし、また後日、奈良県選出の民主党の国会議員、今現在国土交通副大臣をされている馬淵さんとかもいらっしゃったんですけども、その方と市長会との懇談会がありました。そのときに、私の方から一言申させていただいたのは、高田バイパスが必要かどうかという問題というのは、広域の道路の中で現在先ほどから春木議員がおっしゃっているように（通称）山麓線が毎日大変な渋滞に悩んでいると、24号線も慢性的な渋滞になっておりますけれども、そういう状況を解消していくためには高田バイパスが今計画されているものというのは必要かもしれない。しかし、民主党が主張されている高速道路の無料化、南阪奈道路の無料化が実現されれば、ひょっとしたらこれは解消されるかもしれない。大きな枠組みの中で奈良県全体の広域道路のあり方等を民主党として、国として考えて示していただかないと、こちらから今これが必要やねんとかあれが必要やねんと、現在の状況では高田バイパスというのは必要かもしれないけれども、高速道路の無料化になれば必要でないかもしれないということで、前提条件が変われば議論というのは変わってきますの

で、そのあたりを国としてしっかりと考えてもらいたいという要望はいたしております。その流れの中で、どういうお答えを出してこれるのかというのはわかりませんが、また引き続きそのことについては要望してまいりたいというふうに思っております。

バイオスタウン構想についての予算規模というのはちょっと今のところ大きな形で、枠組みでわかりませんが、ただ、現在先ほど部長が何年、何年という形でいろいろと示しをさせていただきましたけれども、ただバイオスタウン構想だけが先行していくというわけにもいかない。循環型形成の推進事業というのも同時に取り組んでまいるわけですから、葛城市全体としてバイオスタウン構想の推進ということを考えていかなければならないだろうというふうに思っております。それには農業の活性化ということも大きなキーワードになってまいりますし、もともと農業の活性化推進協議会を立ち上げる基礎となった昨年に行った農業のタウンミーティングの中で、酪農家の人たちがやはり牛ふんを、牛のし尿であったり、そういうものを処理するのに大規模な施設がほしいというような要望もあった。そういった要望がある中で、葛城市農政活性化推進協議会というのを立ち上げさせていただいたという経緯もあるわけがございます。そういう葛城市の農業のあり方を全体的に考えていくという枠組みの中でもバイオスタウン構想との組み合わせ、また循環型社会形成の推進の事業と合わせて考えていかなければならないところもありますので、十分に葛城市全体でどのような形で取り組んでいくことができるのかということも踏まえて、しっかりと練ったものというのをを出していかなければならないだろうというふうに思っておりますので、個々別々の農業の事業というものはあると思いますけれども、それも踏まえて事業の推進にどういうふうに取り組んでいくべきかということも、先ほど挙げさせていただいた皆さんとお図りをさせていただきながら着手、または一步一步歩んでいけるように努力をしたいと思えます。

また、補助金がとれなければどうするんだということですが、今現在循環型社会形成推進事業の中では3分の1の補助金でございますけれども、バイオスタウンは最大2分の1の補助金が出てまいります。とれるかとれへんかということについては、2分の1の補助金とれるように全力を尽くしてまいりたいということと、万が一取れなかった場合はどうすんねんということですが、市民の皆さんが望んでやってもらえるというか、そういった葛城市をつくっていくためにどういう形で葛城市の予算を捻出していけるかということも踏まえて考えていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

下村議長 4番、春木君。

春木議員 いろいろな形でご丁寧な答弁をいただきました。最後に私の意見を申し上げて終わりにしたいと思います。

今、葛城市の方ではさまざまな構想がどんどんと打ち出されております。そしてまた一方では、合併するときにつくられたさまざまな計画もございます。これらを今予算委員会でも市長が言っておられましたように、見直してそれぞれ財政計画をしっかりと持っていくんだと。やっぱりこのことが基本になれば幾らすばらしい構想であってもなかなか実現という尺度から見ると絵にかいたもちにならざるを得ないと思えます。着実なそういう財政計画が

一刻も早くつくられることを意見として全ての討論を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

下村議長 春木孝祐君の発言を終結いたします。

次に、10番、溝口幸夫君の発言を許します。

10番、溝口君。

溝口議員 民主党の溝口です。今から議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。一般質問の通告書に記載しましたように、今回3点の内容について質問をさせていただきます。

質問に入る前に、今回の3月議会でいろんな議員の方及び理事者側から、政権与党である民主党の現状について非常にご心配をかけておることに対してここでおわびしておきたいと思います。何分、政権交代というのは何十年振りかのことでありまして、まさに政治の流れを変えていこうということにつながるものが今現象として起こっているわけです。現在民主党ではいろんなマニフェストの中で実施していくということで大きな考え方、コンクリートから人へという大きな政治の流れを変えていくということに着眼をしているような政策を打ち出してまいっております。

1ついい機会ですのでご紹介したいのですが、高校の無償化とか子ども手当ということがいかにも日本では新しく取りざたされているように思いますが、実は世界で、先進国で高校の無償化、要するに子どもを育てていく上で、国が及ぼす責任といたしますか、これを実地していない国、世界で4カ国です。そのうちの、日本は1カ国になるわけです。そして、世界で決められている条約の中で、要するに子どもを育て上げていくための高校無償化までの段階を順次約束して実現していきましょうという条約があります。これを批准していないのが、実は2カ国なんです。そのうちの1カ国が日本である。要するに、最近出てきた民主党の政策のように思われますが、世界で言えば世界の常識が実は日本の非常識であるということで目新しい政策ではなく、やはりコンクリートから人へという理念のもとに政策を打ち出してきましたので、その点もご理解をいただきますようお願いいたします。

さて、私の一般質問、まず1つは、12月議会で行いました質問、これのシリーズ化といたしますか、を行いたいと思います。これは合併後約5年と6カ月が過ぎようとしておりますが、いまだに両地区での行政システムの相違についての解消手だてをされていないという点について質問をさせていただきました。この点について市長の答弁では、「取り組んでまいりたい」ということを議事録にも答弁内容が記載されておりますが、現在この相違点についてのリストアップ、要するに調査がされたのかどうか、調査抽出作業がされたのかどうかをお聞きしたいと思います。また、調査をされた抽出作業がされたのであれば、その解消対策についても手だてを打たれたのかどうかについてお聞きしたいと思います。

それから、2点目の市長の施政方針についてであります。はっきり言いますと市長は選挙によって選ばれる、要するに国の総理大臣とは違って大統領制といたしますか、直接選挙による市民の付託を受けた立場でありまして、付託を受けると同時に執行権限を与えられるわけですが、少なくともこれは4年間に限られておるわけです。ということは、4年間は自分の考え方に沿って、また市民の皆さんの要望に沿って市政を預かり、市政を執行していくわ

けですが、既に1年半が経過しようとしておりましてこの2年目の予算計上が3月議会に上程され、議決されたところでもあります。ここで、施政方針の中でたくさん出てくる市政、市のあり方、要するに将来像、非常にキャッチコピーが多いところに私は戸惑いを感じるわけです。市の将来構想というのはどういうものなのか。先ほどの春木議員の質問にも出てきましたように、いろんな計画があるわけです。バイオマス構想とか道の駅構想とか農業活性化構想とか新市建設計画構想とかいろんな構想が渦巻いておりまして、これらをどのようにミックスといいますか、ブレンドするといいますか、葛城市は将来どの方向へ向かっているのだろうかという点についてお聞きしたいと思います。

実は、個々でお聞きしたい何点かありまして、1つは新市計画のときに行われました市民の皆さんへ対するアンケートの中で、葛城市はどのような市になってほしいかという市民のアンケートの結果が出ております。この点、どのようなことを市民はこのアンケートで要望をしているのか。これは失礼ですが、このアンケート結果の要望の第1位はなんだったのかをお答え願いたいと思います。

それから2番目に、施政方針の中にたくさん出てきている事業の中身なんですが、新たな事業、市民の声、それから財政出動の効果的な事業として挙げられている中の道の駅の構想、それとか職場環境、要するに職員の人材育成に関して、この点、いろんな施策が今回提示されております。それから機構改正が行われました。市民の応援団としての市のあり方について考え方が述べられました。これらは全て施政方針及び予算委員会等で質問もさせていただきましたし、いろいろ意見の提示もさせていただきました。やはり道の駅については新たな需要という観点、それから市民の声、それから財政出動の効果を十分に考えていただいて構想を練っていただきたい。それから職場環境です。これはやはり大事なのは市長が何をしようとしているのか、そして市をどこへ向けて導こうとしているのか、そして市民の声をどのように反映しているのか。こういったことを職員にいかに伝え、その職員が同じベクトル、同じ方向へ向いて進むことが私は大事なのではないかと思います。ここでやはりお願いしたいのはやりがいのある、そして意思の疎通ができた、指揮命令系統がはっきりした、失礼ですが綱紀粛正といいますか、不祥事がたくさんありましたので、こういった品格のある職場ということを望みたいと思います。それから機構改革については先ほど言いました応援団ということで、応援団たるものは何ぞやということと言いますと、やはり市民皆さんがサービスを受取る便利性、便宜性、これを考慮した機構の改革、施設のあり方を十分に熟慮されて実地していただくことを望みます。これらは私の要望、意見です。

さて、施政方針の中で唯一あまり触れておられないといいますか、私が今言いました4年間の市民の付託執行権限の期間中に、既に1年半が過ぎているこの期間に、着手されていないと思われるのが各議員から出ています財政の健全化対策であります。少なくとも、いみじくも今春木議員が言われたように、予算がないで事業は展開できません。少なくともその裏づけ足るものははっきりしないということは非常に不安な要素を含んでおります。ぜひとも財政健全化策についての市長の考え方、予算委員会ではことし中といいますか、平成22年度中に着手と言いますが、既に新市計画もマラソンで言えば折り返し地点を超えているわけで

す。ぜひともこのあたりの考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから3点目ですが、実は職員組合の結成について考え方をお聞きしたいと思います。

政府では自民党政権のときから人事院勧告というのを廃止しようという動きがあります。この人事院勧告が廃止されることによって葛城市はどのような影響を受けるかといいますと、組合がないということです。各市町村、町村では組合のないところはたくさんありますが、市の規模ではやはり職員組合の設立というのがなされております。この人事院勧告がなくなると、まず職員の給与ベースのあり方についての折衝が、団体交渉的なことができないということになります。このあたり、早々に対策を考えなければいけないことだと私は思うんですが、その点についての市長のお考え方をお示し願いたいと思います。

この3点につきまして答弁をお願いし、再質問は質問席からさせていただきます。

下村議長 山下市長。

山下市長 溝口議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、新庄、當麻両地区の行政のサービスの1本化についてということでございますけれども、これはリストアップをさせていただきました。それで、手だては現在のところ打てるものについては打たせていただいております。また、予算委員会での議論の中でも出てまいりましたように、過去からの経緯のあるものについてはすぐにかえることができない問題もございます。また、予算の問題もございますので、それについては将来統一できる方向に向けての検討であるとか、またこのままで行かざるを得ないものも存在するわけでございますので、そういったものも含めてそれでも両方地区で不便がかからないようにするように全てリストアップ化させていただいて、各課で共通認識は持っております。

次に、施政方針演説の市の将来構想ということでございます。時間をかけてしっかりと練って、さまざまな構想が出ているけれども、しっかりわかりやすいものをつくっていけよということでございますので、頑張らせていただきたいと思いますが、財政の健全化対策でございます。これは新市建設計画の中で見直しをまず図らせていただかないと、将来の負担、幾らの事業をしてくんだということがわからないと将来の負担がどのぐらいになるのかということもわかっていかないので、まず新市建設計画の見直し、道の駅にいたしましても山麓地域の開発計画というところに入っておりますので、それも含めてどれぐらいの予算、葛城市全体の新市建設計画の中で使える合併特例債の金額というのは約99億円でしたけれども、これ全て使うと葛城市の将来に大きな負担というものを残してまいりますので、それも含めて新市建設計画をまず見直しをさせていただいた上で、財政の健全化に向けて対策を打たせていただくということでございます。

あと、組合がないんだということでございますけれども、日本国憲法の第28条、勤労者の団結する権利及び団体交渉、その他の団体行動をする権利はこれを補償するという形になっておりますけれども、しかしながら地方公務員法の中で職員団体という第52条の第5項の規定の中に、警察職員及び消防職員は職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、またこれに加入してはならないという文言がございます。それも踏まえまして、労使の中でこちらの方は職員間との中では、私の立場と

というのは使用者側という形になるわけでございますので、職員の権利である団結権のもとにされる団体職員の結成について言及するということは適当ではないというふうに考えますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上です。

下村議長 10番、溝口君。

溝口議員 最初の合併後の行政システムの両地区での相違の解消についてということで答弁をいただきました。リストアップも済んでおるということで、解消及び対策についての諸施策を各課で検討し、実地していく認識を持っているということなので、一日も早く、要するに住民皆さんの気持ちの上での合併の融和政策の1つとして早く解消策を打っていただいでできるだけ行政の努力を示していただきたいと思います。この点については終わりたいと思います。

次に、施政方針の中で今回スポットを当てました財政の健全化策ということなんですが、実は私、議員になりましていろいろ勉強をさせていただきました。葛城市の現状を多分これは理事者側ですので当然ご存じだと思うんですが、私が今気にしている点を浮き上がらせるための資料ですので、間違い等もあるとは思いますが、まずお聞き願いたいと思います。

現在、まず積立基金の推移、葛城市が合併しました当時の約1年後といえますか、平成16年の10月ですので、平成17年、約32億1,800万円近くあったものが、現在約13億6,000万円へ目減りしているという現状があります。これは平均しますと大体約4億5,6,000万円毎年積立金を使用しているという実態が浮きあがってきております。そして、これは予算を単年度、そして決算も単年度で整理していきますと、不用額、予算委員会でも問題になった不用額というものが約年に、予算額に対して4%ぐらい出ております。そうしますと約4%ですので、5億円ぐらいの話になるわけです。そうしますと、と大体とんとんでいく予定であるわけですが、しかしこの積立金の推移は現在平成22年度で、今約18億円ぐらいになっているんですか。要するに13億円だったものに対して5億円ぐらいの不用額が入りますから、大体今の時点でいいますと18億5,000万円ぐらいあるのではないかなと。

その中で市政報告でいろいろ出ていますいろんな事業、これは新市建設計画を今言われた総額99億円の、国からの起債といえますか、そういうことが許可されている中であってもやはり持ち出し分というのがあるわけです。少なくとも尺土駅前の買いはった、新クリーンセンターの建設及び尺土駅前開発等々、新市計画の推進に要する金、少なくともこれは年4億ずつは基金の取り崩しをしなければいけないのではないかとということが予測されます。そうしますと、平成26年度になります新市建設計画の最終年月日、この地点で限りなくゼロに近くなるという実態になろうかと予想がされます。

しかし、それと同時に私が一番この財政健全化策の危惧している部分は、この地点では基金がゼロになるかもわかりませんが、合併10年後、地方交付税の目減り、これは皆さんご存じのように年々基礎額にプラスされて、合併の10年間から過ぎると1年ごとに目減り分が発生してきます。この目減り分というのがよく言われる合併算定のときに行われる交付税の算定額、算定がえというやつ、これをざっと見ますと平成27年度から1年ごとに約4億8,000万円が徐々にざっと目減りしてきて交付額というのは大体22億か23億ぐらいになっていくの

ではないかと。現在交付額というのは、少なくともことしの予算でいきますと平成21年度見込みで地方交付税額約33億円近くあるわけです。しかし、これが合併の特例期間を経た平成27年度以降、要するに非常に厳しい葛城市の財政が待ち受けているということになると思うんです。このあたりがやはり私が言いましたように市の財政を見ますと、そういった非常に暗い話ですが、バックボーンを持っている状況の中でやはり市の財政を見直す、市の財政をもう一度検討し直す。これはなぜこういうことを言うかといいますと今言ったことはもう示されている方針なんです。しかし、社会の現状を見ますと非常に暗いわけです。経済状況もそうだし、今回の予算委員会でも出ました税収の目減りとかいろんなことを勘案しますとやはりこの時期にきっちりした将来の予算、いろんな事業を打ち上げていろんな事業をし、葛城市をすばらしい市に持っていこうという構想は私にもわかります。しかし、構想をも持つからにはそれが実現できる予算の裏づけというものが大切だと思っております。ぜひともこの機会に、葛城市の財政の健全化といいますか、市民皆さんに対してはそんなにPRするようなことではないと思うんですが、こういったことの作業を早急にとりかかっていたいただく必要があるのではないかと思います。この点について市長も先ほど言われた答弁の中で触れられておりますが、さらなる力強いご答弁をお聞きしたいと思います。

それから、職員組合の結成の考え方についてお考えをお聞きしました。当然ながら職員組合の結成に対してどうこうを聞くというか、そういったことの考え方を聞く必要もありませんし、立場も違うと思います。ただ、人事院勧告がなくなると少なくとも今回の予算に計上されたときにいろんなことが出てきます。例えば嘱託職員に対する非常勤、それから報酬制の導入にかかわる条例制定、それから60時間以上の職員の時間外労働に対する代休制の導入、それからここらは条例改正によって行われる。しかし、条例改正に至るまでの交渉というのは現在ないと思うんです。要するに職員の処遇、待遇に対して意見交換をし、いい施策を打っていく、そのためにはやはりそういった窓口が必要だということだと思ふ。ましてや例えばあつてないような、例えば育児休暇とかそれから介護休暇、ましてや年休の取得状況、このあたりも私がずっと言っています職場環境、これは要するにそういった制度を打ち立てるだけではなく、それを利用できる雰囲気、環境をやっぱりつくり上げていくべきだと思います。こういった点を考慮していただきたい。そして職場環境の中で現在あるかどうかわかりませんよ。よく言われるパワーハラスメントとかセクハラとかそういったことが本当に解消されているのかどうか、これももっていきようがないわけです。そういう組織がないんですから、そういったこと。それから、今導入された人事評価制度とか人材育成制度のあり方、施政方針にも出ていて非常にいいことだと思うんです。しかしそれは本当に望まれてできた制度なのかどうか。これはそういったことの素地をつくるときに、今私が言っているのは職員組合ということを行っています、そういったことを話し合う場、そういったことが今あるのかなのか、このあたりも十分考慮していただいて人事院勧告の廃止に向けた対応をぜひとも、これは答弁いただいてもあれなんで、ぜひともそういった結成に向けての職員皆さんの動きがあれば、十分なる法制度の中で理解を示していただいて理事者のトップとしてご理解をいただきたいと思ふ。

以上、財政健全化についてもう一度答弁をよろしくお願いいたします。

下村議長 市長。

山下市長 溝口議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私もいろんな議会の中での議論の中で、いろいろと申し上げてまいりましたように、行政の運営も経営感覚によってしていかなければならないということで、まず必要なのはリストラクチャリング、再構築であろうと。財政の健全化というものは当然その範疇に入ってくるものであるし、どうしても必要なものであるということだと思っております。先ほど申し上げましたように、新市建設計画の見直しをやった上で早急にこれに手をつけていかなければならないし、将来にやはり借金ばかりを残していくということにならないようにしていかなければならないというのは十分に考慮しながら計画なりを練っていかなければならないだろうと思います。

もう一つ、経営感覚でいうところの、企業でいうところの設備投資、幸いにして葛城市は県内の他の大変厳しい団体とは違ってありがたいことに設備投資に回せるお金が多少なりともあるわけでございます。その設備投資というのが尺土の駅前の開発であったりとか、そういういろんな構想になってくる。将来5年後、10年後に葛城市に住みたいと思われる方がふえてくるような手だてを考えていかなければならないだろうと。両方を見て行きながらしっかりとかじ取りをしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、今議員がおっしゃったように大変に厳しい経済状況、財政状況の中でのかじ取りでございますので、身を引き締めてしっかりと取り組んでいかなければならないということで、努力させていただくということをお伝えさせていただきたいと思います。

下村議長 10番、溝口君。

溝口議員 今市長の方から財政健全化策について思いを語っていただきました。ぜひともこのあたり、やはり世の中の動き、それから国の動き、こういったことを執行期限の中で十分成果が、ある程度市の皆さんに理解できるように示していただくことをお願いしたいと思います。そして、ただ1つ、私最後に意見として言わせていただければ、市長はいろんな施政方針の中で、文言として書かれている中に事業仕分けをしているんな事業のむだを省いていきたいということも示されています。これは中身の十分なる検討が必要だと思っておりますが、行われておる。そして、ただ1つ言えるのは、新市建設計画で5年がたって約折り返し地点を通過している地点で、大きな問題を抱えているのが施設の統廃合に着手されていないということです。どこの財政が厳しい市町村を見ましても合併による後遺症、少なくとも合併による後遺症というのは当然ながらバブル時代にいろんな施設を私も、我も我もと各自治体が投資をしてつくった施設がたくさんあるわけです。そういった施設が合併によって3つも4つもあるところもあれば、幸か不幸か当市は2町の合併でしたので、2つのいろんな施設の統廃合をやはり着手すべき時期に来ているのではないかと思います。この点については十分なる考えのもとで、市民サービスの低下及び市民の意向、いろんな複雑なものが折り合う中でやはり決断していかなければならないところに来ていると思いますので、その点も財政の健全化策の一環として十分にご検討をお願いしたいと。

それからもう一つは、葛城市をどのような市につくっていかねばいけない、つくりたいと思われているのかという中で、市長がよく言われるブランド化とか知名度的にアップしようと、こういったことを言われているんですが、ぜひ予算委員会でも何回も言いましたが、ことしは遷都1300年祭なんです。遷都1300年祭というのは1300年に1回しかないわけです。この1回だけのチャンス、1年間の行事のチャンスの中でやはり奈良県の葛城市ここにありというようなものを、いろんな今回の予算査定の中で5%のシーリングということでかけられましたが、ぜひともこのあたりを考慮願って投資するところには投資し、葛城市をPRしていただくような努力をしていただきたい。

それから最後に非常に苦言を申し上げますが、今回の予算査定の5%、これは少なからずとも予算を5%カットするということは、市民のサービスが5%カットするということにもつながる。そして現在置かれている葛城市の職員の給料の体系、こういった状況も踏まえながら、葛城市の財政健全化策を検討される中でやはり特別職の報酬のカットを示していただきながら、みずからが姿勢を示すことによって市民皆さんの理解を、同意を求めていくということが私は大事なんじゃないかなと思います。これは意見ですので答弁を聞くわけにはいきませんから、そういったこともやはり市民に対する市長及び財政健全化策の中で考えてみてはどうかというご意見を述べさせていただきます。

最後に、平成22年度の予算が議決され、成立されました。市政を預かる葛城市の市長を初め、各職員の皆さん、ことしの予算計上でいろんな事業の展開及び市民皆さんへのサービスの提供ということを通じて、ぜひとも皆さんの活躍と努力をご期待したいと思います。このことを申し述べまして質問を終えさせていただきます。

下村議長 溝口幸夫君の発言を終結いたします。

次に、1番、辻村美智子君の発言を許します。

1番、辻村君。

辻村議員 それでは、ただいま議長の許可をいただき、私、辻村より2点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、病後児保育事業についてお伺いいたします。

昨今、核家族で共働きされているご家庭が多く、子どもを保育園に通わされておられます。子どもが病気にかかれば保護者は仕事を休み、子どもの看病をするのは当然のことと思います。しかしながら、仕事をそう何日も休むことができない保護者、また急用で出かけなければならないという方もおられます。病気の回復期等で集団保育を受けることが困難な期間などは子どもを一時的に預かっていただくことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援していただければと思います。

先日、私は枚方市役所に訪問させていただき、病児保育事業の取り組みについて伺ってまいりました。枚方市では昭和44年から病児保育事業を実施されており、今では市民病院に隣接した市の直営施設、民間医療機関に隣接した委託施設の4施設で取り組んでおられます。各施設に行政より補助をされ、運営されております。また医師会とも連携を取られておられました。本市と枚方市とでは規模が大きく違いますので、補助金額の報告を本当はここで述べ

させていただきたいのですが、莫大な金額なんて控えさせていただきますが、奈良県内でも病後児保育事業を実施されている市町村があると聞いておりますので、他市町村の状況と本市の病後児保育事業の取り組みについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に2点目は、市長の施政方針についてですが、何分たくさんございましたので1つ1つご説明をお伺いしたいんですけども時間制限がございますので、その中で述べられている歴史文化の保全と交流促進についてお伺いいたします。

葛城市には古くから受け継がれている歴史文化が多数ございます。その中より、平城遷都1300年記念事業の開催に伴う奈良県への観光客を本市へ誘導できるよう二上山、當麻寺、蓮花ちゃん等の資源を活用というふうに言われておりますが、どのような観光振興をお考えなのかをお聞かせください。また、毎年4月23日に実施されている岳のぼりは古くから受け継がれている伝統行事、二上神社の祭典だと思っていたのですが、最近では清掃活動の一環として参加されている方がふえているように思われます。このことについてお考えをお聞かせください。

以上、2点についてよろしくお願いたします。再質問は質問席にて行わせていただきます。

下村議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 辻村議員の病後児保育についてのご質問にお答えいたしたいと思えます。

最初に、本市では現在特別保育事業といたしまして、2歳児未満児の保育、障害児保育、長時間保育、延長保育等を実施しております。また、保護者の病気入院等により、緊急一時的に保育を必要とするときには利用できる一時保育などの保育サービスにも努めているところでございます。

ご質問の病後児保育の実施ということでございますが、保育所に通所中の児童等で、病気の回復期であることから、集団保育が困難な児童でかつ保護者が勤務等の都合により、家庭で育児を行うことが困難な場合に病後児保育室で保育を行うというものでございます。現在、奈良県内では5カ所の保育所、奈良市、生駒市、香芝市、田原本町、大淀町がそれぞれ私立の保育所に委託され、実施されております。また、橿原市では県内で1カ所、医療機関に委託して病児、病後児保育を実施されております。事業実施につきましては、病後児保育室の確保、看護婦の配置などが必要となりますので、今後の保育所の運営等、また住民ニーズを踏まえながら検討してまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

下村議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、辻村議員の2つ目のご質問でございます観光振興ということについてお答えをさせていただきたいと思えます。

内容につきましては1300年祭に伴い、葛城市で観光客誘致にどのような対策を考えているのかというのと岳のぼりの現状がどういうふうになっているのかという2つのご質問でございます。

まず、當麻寺と観光連携ということにつきまして、こちらの方から先にお答えをさせてい

ただきたいと思えます。葛城市の観光を考える上で、當麻寺を中心といたします周辺地域は特に重要な観光エリアと言えるのではないのでしょうか。平成22年4月以降、平城遷都1300年祭も本格的に開催されることもありまして、本市といたしましてもこの祭りに合わせまして観光客誘致に観光協会役員によります看板、マップの2部会をつくりまして山麓線観光駐車場に新たな看板の設置を行いました。また、マップ部会では市の観光名所を巡る時間、距離、観光地の写真、説明文を加えた新しい観光マップを作製いたしました。こちらにつきましても間もなくでき上がる予定となっております。5月14日の練供養会式はもとより、ことしは特別に1300年祭の行事として県内各地で秘宝秘仏特別開帳が計画をされております。當麻寺におきましても5月20日から6月20日の1カ月間でございますが、国宝の三重の塔であります東西両塔の創建以来初めての初層開扉が行われる予定となっております。市といたしましても、冒頭に申し上げましたように當麻寺、二上山の観光資源の活用、そして本市のキャラクター蓮花ちゃんにも大いに活躍を願い、1300年記念事業協会と関係各所と連携しながら新たな観光客誘致につなげてまいりたいと思っております。

次に、岳のぼりの方でございますが、岳のぼりにつきましては二上山、山麓の人々が豊作祈願、雨乞いのために登ったのが始まりと言われております。古くからこの日は近隣の里の人々により行楽も兼ねて山登りが行われてきたところでございます。ところが昭和49年4月に二上山が山火事となり、山頂の神社の本殿も焼け落ちるという事件が発生をいたしました。これを契機に登山客のマナーの向上や山火事防止、地元の二上山を美しく山を大切にしたいという願いを込めて昭和50年4月1日に二上山を取り巻く葛城市、当時の當麻町、そして香芝市、それと大阪府の太子町の3町で二上山美化促進協議会が発足をされました。二上山美化促進協議会が開催する岳のぼりは発足当時は雄岳で行ってまいりましたが、再建されました神社本殿が放火と思われる火災により再度焼け落ちる結果となり、管理をされております宮司側で昭和50年後半から二上山の美化協力金といたしまして入山料を徴収されるに至りました。また、岳のぼりは小学校低学年の児童も多く登ってまいりますので、安全面を考慮いたしまして雌岳山頂への岳のぼりと場所を変えて現在に至っているところでございます。これからもシンボルである二上山を後世にきれいな形で引き継いでいくために、美化促進協議会を中心といたしまして美化登山道の整備などを検討し、二上山の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 1番、辻村君。

辻村議員 わかりやすくご答弁いただきありがとうございます。

まず、病後児保育事業について花井部長よりご答弁いただきましたが、病後児保育事業を実施するに当たり、単に子どもを預かっていただけるだけでなく、病気のときにはより一層心身的にも精神的にも子どもにとって最も重要な発達ニーズを満たされるべくケアが必要と思われれます。病気にかかっている子どもにこれらすべてのニーズを満たしてあげるために、専門家集団、保育士、看護師、栄養士、医師等によって保育と看護を行っていただくような、こういうところを設置していただくに当たっては、やはりかなりのご尽力をいただかないとい

けないと思うのですが、これの運営に係る経費というのは本当にかかなりの金額がかかるんですけども、その辺を考えて市長が常に厳しい財政減、財政減と言っておられるので、市長の方のお考えをお聞かせいただきたいなと思います。

次に、石田部長よりご答弁いただきました観光振興についてですが、當麻寺周辺の観光マップとかいろいろ考えていただいているのはすごく楽しみにしておりますので、どうかよろしくをお願いします。

二上山についてなんですが、先ほど管理されている宮司側で二上山の美化協力金として雄岳への入山料を徴収されているということなんですが、これは管理者側は入山料を徴収され、雄岳の管理保護をされているのだというふうに私は思っております。先ほども申されたように二上山美化促進協議会の会長をされている市長にお伺いなんですけども、この入山料徴収に対してどういうふうにお考えになっておられるかということと、それから市民、特に子どもたちに葛城市にある歴史をやっぱり受け継いでもらいたいためにも、二上山岳のぼりの本来の由来を伝えていくべきではないでしょうかというふうに思っております。

最後に歴史ある二上山と當麻寺と蓮花ちゃんというふうに施政方針の方に述べられているんですけども、二上山と當麻寺と蓮花ちゃんは全く違う価値のものではないかというふうに思うので、その辺のご答弁をどうかよろしくをお願いいたします。

下村議長 山下市長。

山下市長 ただいまの辻村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

病後児保育のことにつきましては、これはすぐに答えることのできない問題だと思います。民間の保育所の方にもいろいろと話を聞いたこともあるんですけども、病後児保育、国から措置費、補助金が出てまいるということなんですけど、それも年々減額をしてきているんだということもあります。医師の確保、看護師の確保というのがかなり高いハードルになってくるんだろうというふうに思いますし、行政がそれに携わるというのはもちろん大変なことであろうと思うので、恐らく実現は行政がやるという形では難しいというふうに思います。民間の保育所の皆さんがどれだけこれに乗っていただけるのか、また葛城市内の医師会で協力をいただけるのか、また別の形であるのかというのはこれからいろんな話を聞いていく中で、まとめていけたらそのお話も済むかもしれませんけれども、今のところそういうお話を医師会ともしておりませんので、またそれにつきましても一度お話をさせていただけたらなというふうに思います。

二上山の美化促進の美化協力金についてどう思っんねんて、どう思っんねんと言われても、二上山の境内を守っていかれる二上山というのをずっと守って、その美化促進のためにそのお金を徴収されているという認識でありますので、それ以上のものでもそれ以下のものでもないというふうに思っていますので、そのご答弁で承知いただきたいと思いますが、あと観光の振興について私も遷都1300年の記念のレセプションがあったり、そういったところに出かけてまいります。知事からご案内があつて出かけていきますと旅行会社とか雑誌社と、旅行雑誌を出している会社とか歴史雑誌を出している会社の方々がいらっしゃるんですけども、市町村長はほとんどいらっしゃっていませんでしたんですけども、私がいる

んな雑誌社とか旅行者に名刺を渡して葛城市とはこういうところがあるんですからぜひツアーを組んでくださいとか、また雑誌で歴史の中で當麻寺というところを1回ピックアップしてくださいよとか言ってお願いをして回ってはいるんですけど、「またいずれはね」と言われるので、なかなかぴたっと向こうのハートをとらえるだけのまだ知名度がないんだろうなというふうに思っています。

それを出していくためにも、今回の遷都1300年の中で5月20日から6月20日までの間、残っている、現存する中で東塔、西塔が現存する中で最古の建築物が當麻寺であるというふうに聞き及んでいますし、それをやっぱりPRして初めて初層開扉、中を見せていただくことができるという、これは大変なことだろうと思いますので、そういうことをアピール、遷都1300年協会のガイドブックの中にも書いていただいていますので、それを葛城市としてもPRしていけるようにしていきたいと思えますし、また4市1町でつくっております葛城広域事務組合の中でウォークラリーというものをさせていただいています。葛城市は5月9日に500人の方プラス市内参加者とかの方に市内の散策、ウォーキングをしていただくというイベントもあるわけです。そういったことを利用しながらPRをしていく。

それと、二上山と當麻寺とまた蓮花ちゃんこれは全然価値の違うもんやないかということですけども、価値が同等とかそういう問題じゃないと思うんです。もともと蓮花ちゃんに対する、これはPRし過ぎなん違うんかということやと思うんですけども、これは全国に3,000ぐらいあった市町村が1,800まで減ってしまったとはいえ、葛城市のことを知っている人間というのは奈良県内でも大変に少ない。ましてや全国47都道府県の中で葛城市のことを知っている人間なんていうのはほとんどいないわけです。それをやっぱり葛城市のことをまずは知っていただかないと、そこに何かあるのかということもわかってもらえない。

その1つのきっかけとして葛城市のブランド化をするために蓮花ちゃんというものをつくらせていただいた。それもどっかから勝手に引っ張ってきたわけではなくて、中将姫というゆかりのあるものをキャラクター化して出させていただいたわけです。これは1つのブランド化であるというふうに思っています。このブランド化ということによって、今回せんたくんといろいろと去年の4月から絡ませていただいたり、まんたくんとも絡ませていただいたり、いろんなところに出かけております。テレビでも新聞でも雑誌でもたくさんの方に取り上げていただいています。今まで葛城市の名前を知らなかった人がそれによって見ていただく、気づいていただくということが恐らくできたんじゃないかなと思います。葛城市がその事業を仕掛けることは莫大なお金がかかってできない。ですからできるだけ費用をかけずにできる手法としてこういうことを考えさせていただいたわけですけども、蓮花ちゃんというものを目立たせることによって葛城市の特産物とか農産物とかそういったものを、「ああ、あそこのもんやねんな」とか行って買ってもらえるようにしていきたいというのが農業の全体の構想の中での1つでもありますし、観光の1つの資源にもなり得るかなというふうに思います。

同じレベルかどうかといったら恐らく違うと思います。二上山、當麻寺、歴史のあるものですから、それぞれ歴史をひもときながら存在価値、存在意義というのはあると思うんです

けれども、ただ観光誘致のために使う、利用するという意味においては同等の価値を見出し利用していかねばならないだろうというふうに思っていますので、ぜひご理解、ご協力をいただきたいというふうに思います。

下村議長 1番、辻村君。

辻村議員 ご答弁ありがとうございます。

病後児保育なんですけども、やっぱり市長が申されたように医師会、それから民間保育期間、これらの連携というのがすごく重要になってきますので、今後かなり難しい事業だと思うんですけども、なかなか設置できるものではないと思うんですけども、やはり保護者の支援をしていただくためにも少しずつ近づいていただきたいなということを要望させていただきます。

また、二上山の方の入山料をどう考えているかというのは、「言われても」というふうにおっしゃったんですけども、毎日入山料をとられるんですけども、岳のぼりという4月23日のこの日だけでも無料開放していただけるというふうな、そういう話し合いを持っていただければどうかというふうに私は考えております。やはり雄岳の方に行ってお参りされたりとかいう方も、本当は行きたいけども、入山料を取られるから行かれないという方もおられるかと思うんです。だから、今後ちょっと入山料どうこうじゃないんですけども、岳のぼりの本来の由来を考えていただくのであれば、やはり雄岳の方にも皆さんに登っていただきたいなと思いますし、あと美化活動ということなので実は保護者の方から「子どもは喜んで山登り、岳のぼりをしているけれども、雌岳の山頂で抽せんしたごみをそこへほかして帰る。美化活動にならへんと思う」という方の意見もちょっとお聞きしたので、その辺も考えて4月の岳のぼりは実施していただきたいなと思います。

それから、二上山と當麻寺と蓮花ちゃんなんですけども、歴史と文化ということで當麻寺と二上山を言っておられると思うので、蓮花ちゃんが何もアピールし過ぎているとかどうこうと言っているんじゃないんです。このところで蓮花ちゃんは出てくるのが普通なのかなと。蓮花ちゃんのプロジェクチームもつくっておられるので、またそれを施政方針のとして言っていたら多分私は何も言わなかったと思うんですけども、歴史と文化の中に蓮花ちゃんが入っているのはちょっと違うなということだけご理解いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

下村議長 辻村美智子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時30分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、阿古和彦君の発言を許します。

9番、阿古君。

阿古議員 議長の許可を得て、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は地球環境にやさしい葛城市を目指してと新庄クリーンセンター運営に関する

る調査特別委員会百条委員会の最終報告についての2件であります。

先日、3月21日の春の嵐は全国26地点で観測史上最大の平均風速を記録し、爆弾低気圧が日本付近を通過したことが原因との報道や、気象庁によると前日の3月20日は1日の最高気温が30℃以上の真夏日に近かった地域や、気温が3月の観測史上最高を記録した地点が九州から関東の約60カ所に上ったとの報道も近年の異常気象に驚くばかりです。平成19年の12月議会の一般質問において地球環境にやさしい葛城市を目指してと題して、私は地球温暖化問題に触れました。地球の温暖化問題は予想される影響の大きさ、深刻さから見て人類の生存地盤にかかわる最も重要な問題です。異常気象の頻発、気象システムの転換といった影響のみならず、生態系への影響に加え、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への打撃による食料不足、災害の激化などさまざまな悪影響が複合的に生じる可能性が考えられます。次世代の子どもたちのために葛城市として早急にできることから取り組みませんかと質問いたしました。その当時の理事者側より葛城市全域の地球環境温暖化対策地域の推進計画を作成するために、葛城市といたしましての地域特性、地域ポテンシャルの把握を行うために補助事業でございます地域新エネルギービジョン策定等事業の採択を申請いたしましたして、まずは葛城市としての特性等を把握してまいりたいと考えておりますとの返答をいただき、また翌平成20年6月議会に再度質問をすることにはなりましたが、本年に葛城市地域新エネルギービジョン策定等事業の報告書並びに概要版ができ、そして先日の議会全員協議会において報告していただき、本当にありがとうございました。本事業は葛城市全域の地球環境温暖化対策地域推進計画の作成の第一歩と理解しておりますが、今後の取り組みと考え方についてお聞きいたします。

2つ目の質問は、新庄クリーンセンターの運営に関する調査特別委員会百条委員会の最終報告について行政としての見解と対応についてであります。葛城市新庄クリーンセンターのある職員の異常な超過勤務手当の支給に端を発し、百条委員会が設置されたのは平成20年9月8日の臨時議会のことでした。そして昨年9月1日の臨時議会で百条委員会の最終報告をさせていただき、約1年間に14回の百条委員会と34回もの百条委員会協議会を重ね、議会の調査権という限られた権限の中でご苦労をおかけした当時の百条委員会の委員の皆様に対しまして心より御礼を申し上げたいと思います。

百条委員会の最終報告はA4で81ページに及ぶものでありましたが、議会として議決をいただき、はや半年が過ぎました。その最終報告の文面の一部ではありますが、葛城市新庄クリーンセンターにかかわる新聞報道等の真偽に関する事項についてという項目につきましては、「調査特別委員会が設置されることにつながる異常な時間外勤務手当の支給問題、職員の中抜けの疑惑及び公文書の公開における矛盾について新聞報道が行われたことにより、市民の関心が高まり、疑惑の真相解明に向け調査を行うことになった報道内容について検証した。まず、委員会は報道された前述した3点の疑惑について調査を行った。ごみ焼却施設、新庄クリーンセンターの男性職員1名に対し、平成18年度の1年間に1,645時間もの異常な時間外勤務手当を支給した問題では、毎週日曜日の炉内清掃については、クリンカ等の清掃作業の重要性を考えると仕方がないという意見もあったものの、果たして毎週する必要があったか

どうかについては明確な答えが出ていないが、現在は完全な業者委託で2週に1回月曜日に炉内清掃をしており、特に大きなトラブルも起きていないことなどから毎週日曜日の炉内清掃の必要性があったと判断することはできない。また、タイムカードの代押しも明らかになり、1,645時間の時間外勤務手当の支給は正当なものではなかったと考える。新庄クリーンセンターの職員の中抜け疑惑については、男性職員は前任者からの引き継ぎということで、休憩時間にパチンコへ行っており、それ以外は休暇を取って行っていたとの証言の中で、16時間勤務のうち、通常8時間と超過勤務4時間の残り4時間については自分の都合でいつでも休憩できるという主張をしているが、当然休憩に入るときには上司に報告をするか、タイムカードを押して休憩時間を明確にする必要があるので、この証言については理解することができないと考える。市民が情報公開で取り寄せた資料に矛盾点が多いことについては、本件においては男性の給与に当たると個人の情報を保護する必要性から一部非開示、または非開示として判断されたが、公文書や資料を情報公開請求に基づき開示する場合、一部の非開示部分等がある場合は説明されるのが普通であり、その明記や説明がなければ単に隠したと思われるもおかしくないと判断する。以上のことから新聞報道の審議についてはおおむね間違いがなかったと判断するものである」と報告させていただきました。そして終わりに、「この報告書をもって当委員会に付託された調査については終結するが、市当局は指摘された問題点を真摯に受けとめ、問題解決に当たるとともに調査過程において明らかになった事項に対し、不当利得の請求や違法行為に対する告発など法的処分を望むものである。また、議会や市民に対し、その結果を公表し、再発防止に万全を期されたい」と終わりに結んでおります。行政としてのその後の対応についてお聞きしたいと思います。

再質問は質問席より行います。

下村議長 市民生活部長。

安川市民生活部長 9番、阿古議員のご質問で地球環境にやさしい葛城市を目指してということで葛城市地域新エネルギービジョン策定事業の取り組みについてというご質問でございます。

平成21年6月16日付で21新エネ第616001号によりまして独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、(通称)NEDOから交付決定通知を受け、事業実施となりました。策定内容につきましては、先日開催されました議会全体協議会におきまして葛城市におけますエネルギーの消費量及び新エネルギーの保存量の推計値を含め、概要版をもちまして報告させていただきましたそのとおりでございます。詳細な報告書並びに概要版につきましては、議員の皆さんに後日配付させていただく予定でございます。

この地域新エネルギービジョンは経済産業省を主務官庁とする事業である関係上、策定した地方自治体のエネルギー設備の導入計画だけでなく、その地域の持ちます潜在的な新エネルギーの保存量を広く公開することによって、その保存量に着目した事業者による新しい事業の展開を促進することを目的としております。新エネルギー導入計画並びに今年度策定いたしましたバイオマスタウン構想に関しましては、主管する省庁は異なりますが、将来枯渇するであろうと予想される化石燃料の使用を削減し、地球温暖化防止することを究極の目的とするところで、表裏一体の関係であり、各部局横断型の組織により検討を加えることが最

善であると考えております。その意味におきまして、平成22年度本市にいたしましては庁内組織といたしまして、現在仮称ではございますが、部長級により構成いたしますバイオマス新エネルギー導入検討委員会並びに実務者レベルより構成いたしますバイオマス新エネルギー導入プロジェクトチームを組織し、財政状況も十分考慮した上で、導入に向け具体的な検討を加えてまいりたいと考えております。また、地球温暖化対策地域計画につきましては、今回のビジョン策定により把握いたしました葛城市におけるエネルギー消費量の推計値を利用しての地域計画策定に向けての手法を検証してまいりたいと考えております。

続きまして、阿古議員からのご質問で百条委員会の最終報告、新庄クリーンセンターの運営に関する調査特別委員会の最終報告についてのご質問でございます。

葛城市クリーンセンター運営改善委員会としての立場からお答えを申し上げます。お答えする前に、委員長を初めとする委員の皆さん方には、新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会報告書を作成に当たり、ご労苦をおかけいたしましたことに対しまして衷心よりお礼申し上げます。

葛城市クリーンセンター運営改善委員会の設置から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による告訴の提出に至りますまでの一連の経過につきましては、昨年12月の議会定例会におきましてお答えを申し上げましたとおりでございます。このたびは割愛させていただき、それ以降現在に至りますまでの経過についてご説明申し上げます。

行政といたしましても、いかなる結論に至るといたしましても、当該職員の直接証言をしていただき、弁明の機会を与える必要があります。こういった観点から、当該職員の事情聴取を申し入れてまいりましたが、当該職員の体調不良等の理由によりまして果たすことができませんでしたが、2月15日月曜日、事情聴取を行うことができました。現在は百条委員会報告書並びに先ほど申し上げました事情聴取の結果及び運営改善委員会の独自調査、資料等に基づき、葛城市クリーンセンター運営改善委員会報告書を作成中でありまして、その中で協力が得られるならば退職された職員さんに対しましても適宜事情聴取を考えております。行政としての見解と対応につきましては報告書が完成いたしますまでいましばらく猶予をお願いいたします。

以上でございます。

下村議長 9番、阿古君。

阿古議員 まず、1つ目の質問です。

我が葛城市には太陽光パネルで一流の企業シャープの工場もあります。太陽光発電につきましてはNEDO、独立行政法人新エネルギー・産業技術開発総合開発機構の個人住宅への補助金事業が平成21年度で終了しました。そして、政府の方は太陽光発電を新たな買取制度に移行しようとしております。しかしながら、まだまだ太陽光パネルの設置には高額の初期投資も必要です。平成21年度ではありますが、奈良県内の自治体といたしましては、自治体独自として生駒市が1件当たり10万円の補助金を出しております。さきも述べましたように、太陽光パネルで有数のシャープの工場がある葛城市だからこそ、更に考えますと葛城市独自として太陽光発電に対しての補助制度が必要ではないかと考えております。ご所見を市長に

お伺いしたいと存じます。

続きまして、2点目の新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の質問です。

市長は平成19年当時、議員として新庄クリーンセンターの当問題について意欲的に問題点を指摘されております。そして市長に就任されたすぐ後のタウンミーティングでは新庄クリーンセンターの問題は百条委員会で調査中であるため、その結果を待ちたいと市民の皆様にご約束をしておられます。先ほど申し上げました百条委員会の最終報告が9月に出しておりますので、市長としてのご見解をお聞きしたいと存じます。

下村議長 市長。

山下市長 阿古議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、太陽光発電の補助制度ということでございます。県内では生駒市が導入をしているということで、これも調べさせていただきましたら平成21年度には1件当たり10万円、40件をされていると。平成22年度は1件当たり、応募件数が多かったので5万円に減らして80件にしているということでございますけれども、いろいろとニュース等でも東京都のある区は国、県とそれと区の補助金合わせてかなりの額を補助しているというような報道もあるわけでございます。当然、シャープを有する、しかも太陽光パネルの工場を有する葛城市としての独自の取り組み、普及に対する啓発活動ということも考えていかなければならないというふうに思っております。先ほど申し上げました新エネルギーの導入検討委員会等で、このことについても前向きに考えさせていただかないといけないだろうなというふうに思っておりますので、しばらくこちらの方で検討させていただきたいということでございます。

続きまして、新庄クリーンセンターの運営に関する調査特別委員会の問題でございます。

昨年の9月1日の臨時議会において多くの皆様の賛同を得て可決された、その重みというものには十分に認識をし、重く受けとめているところでございます。先ほど阿古議員もおっしゃったように、結びの言葉の中で、行政に対する要望として「市当局が指摘された問題点を真摯に受けとめ、問題解決に当たるとともに調査過程において明らかになった事項に対し、不当利得の請求や違法行為に対する告発など法的処分を望むものである。また、議会や市民に対し、その結果を公表し、再発防止に万全を期されたい」との行政に対する要望というものも十分に認識をしておるところでございます。行政といたしましては、一般質問での答弁や協議会で報告させていただいておりますとおり、改善すべき点は改善し、新たにスタートを切ったものや他の機関に調査をゆだねたものもありますけれども、先ほど部長が申しましたように調査報告書が調整中とのことでございます。この報告書がまとまり次第議員の皆様にご報告をいたしますとともに、その内容に違法行為等があった場合は内部の委員会での議論や顧問弁護士の意見を参考にしながら適切な対応をしてみたいと思っております。内部の調査委員会を発足させ、はや1年が経過をいたしましたけれども、資料が百条委員会に提出されておりました期間や地検に押収されていることなど、調査に不慣れなことも相まって終結に時間を要しております。しかしながら、これはよりデリケートな問題でございますので慎重に対応させていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

下村議長 9番、阿古君。

阿古議員 太陽光パネルを非常によく調べていただいている、まさにそのとおりやと思います。奈良県だけ取り上げて申し上げましたけども、全国では非常に太陽光パネルの設置について非常に補助制度が整備されている自治体、各都道府県がございます。先ほど申し上げましたように、葛城市の太陽光発電パネルの工場があるというブランド性並びに今後日本が向かっていく環境予算に対する先見性等を考えますと、より積極的に進めるべきだと感じます。でも、必ずしも葛城市だけが積極的に取り組んだからといっても、地球温暖化の問題が解決するとは思いません。日本だけが取り組んでも結局解決することではないんですけども、だれもがみんなが取り組まないと次世代に生存できる地球環境を残すことができないと私は感じます。太陽光発電に限ったことではありませんが、次世代のために前向きな検討と取り組みを重ねてお願いを申し上げたいと存じます。

新庄クリーンセンターの百条委員会の最終報告に対する市長のお考えはお聞きいたしました。やはりなんといいですか、住民の方は非常に興味をお持ちです。やはり人というのは言葉によって心を動かしたり動かされたりするもんやと思います。ですから、政治家が一旦口から出した言葉は非常に重たい。それをいかに誠実に守っていくのか、それは必ずしも楽しいことではないかもしれない。でもやはりそれはその道を歩んだものが心に刻んで重荷を背負っていくべきやと感じます。多分近いうちに調査結果の方が報告され、行政内部の判断が下されることやと思います。6月の議会までまだ3カ月ありますけど、そのときまでには私は報告していただけるものやと期待して3月議会の一般質問は終わりたいと存じます。

ありがとうございました。

下村議長 阿古和彦君の発言を終結いたします。

次に、2番、中川佳三君の発言を許します。

2番、中川君。

中川議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、ただいまより議席番号2番、中川佳三が一般質問をさせていただきます。

質問につきましては4点ですのでよろしくお願いたします。

まず、初めにあいさつ運動についてですが、私が皆さんご存じのように市職員のときからいろんな方より合併してからの市役所の職員は知らんものも多いかもしれんけど、市役所へ行ってもあいさつをせんやつが多くなったという声をよく聞きしました。自分自身も新庄庁舎で勤務しているときは旧知の方が多く、日常程度のあいさつはしてきたつもりです。ところが、合併後に當麻文化会館へ異動してからは最初は知り合いもなく来館される方々から見ると体の大きなこわもての男がいてるくらいに思われていたように感じました。来館者がどこのどなたかわからないままで一月、二月と経過する中で、来館者の方々に声をかえてあいさつするうちに、徐々に自分のことを覚えていただけるようになりました。また、その後話しかけていただけるようにもなりました。このように、人間、特に社会人からあいさつをとったら何事も始まりません。これは子どもにも言えることです。役所においても同じことが言えるのではないのでしょうか。現在もこちらから声をかけないとあいさつをしない職員が

時々見受けられます。また、目上の人間にはこびを売るかのごとく親しくあいさつし、言葉は悪いですが、目下の者には相手がするまでしないという感じの人間もいることを、市長を始めとして最低部課長クラスの方はご存じでしょうか。このような職員は葛城市にはいないと思いますが、現にいるから住民から前述のような声を聞くのではないのでしょうか。市長はいろんな会合や集会の場において明るく大きな声であいさつをされているのは承知しておりますが、そのもとで市民のために業務をこなしている職員があいさつをしていないということはいかなるものなのでしょうか。就任後接遇についての職員研修もされていると思いますが、その効果のほどはいかがですか。例えば庁舎内でエレベーターから人が下りてきたらうつむいて仕事をしているだけではなく、一瞬でも相手を見て会釈するくらいことはしてもよいのではないのでしょうか。

次に、施設の防犯体制についてですが、新庄庁舎並びに當麻庁舎におきましては、玄関及びその他の入り口からだれが入ってこられてもだれか職員が見ています。今回の質問でお聞きしたいのは、出先施設における施設への外来者の出入り状況の把握の仕方についてです。各施設における監視モニター等の設置状況とその適正な運用についてお聞きします。

先般のニュースでも首都圏のまちでは街頭監視カメラを設置し、防犯体制をとっていますが、これも起こってはならないような重大な事件が起こってからの対応と思います。日ごろからの防犯意識なくしてとっきの対応はできないと思います。まして限られた人員と言われている職員数の中でことが起こったときにこれに対応するのは難しいと思われます。開設当時から設置したままで老朽化した設備について時代に即した機材への更新並びに改修についてのお考えをお聞きしたいと思います。

3番目に、人権意識についてのごとでございます。現在、奈良県下において（仮称）人権侵害救済法案制定に向けての請願書に首長並びに議会議長の署名を要請されているとお聞きしますが、聞くところによりますと、きょう現在では県下12市の中で葛城市の市長ともう1名の市長が署名をなされていないとお聞きしております。このことについて毎年度市内各地区で巡回開催している葛城市人権教育地区別懇談会（通称）地区懇においてその開催の意味と今回山下市長がとっておられる行動の違いについてお聞きしたいと思います。また、地区別懇談会は人権教育推進協議会が計画し、市長部局が運営し、指導助言を教育委員会並びに講師団講師がしている事業であります。そして葛城市人権問題啓発活動推進本部の本部長が山下市長本人であることを忘れないようお願いしたいと思います。また、今後においても署名できないというお考えをもしお持ちでしたら、その簡単な理由で結構ですのでお聞きしておきます。

最後に、市章についてでございますが、現在市の公用車にマスコットキャラクターのシールがはられていますが、最近キャラクターの左部分に印字されている文字に疑問を感じています。一般市民等から公募で決まった呼称はたしか蓮花ちゃんだったと思います。これがいつの間にかその前に中将姫という文字がついています。この表示はだれが発案してだれが決めたのか、それともこのキャラクターをつくるかのように市長が発案で一部の者しか知らない間に作成されたのと同じように、人が気がつかないこと、それをその間にこれを定着さ

せるために徐々に広げていくつもりだったのですか、とは思いたくはございませんが、広く公募しておいて出た結果を市役所の一部の人間の考えで変えたのであれば許せない行為だと思っておりました。先般の予算委員会においてこのことについても質問がありましたが、再度お聞きしておきます。それが公募に応じて応募された善良なる市民が知らないうちにされたのであれば、採用された方の思いを踏みにじる行為だと言われても仕方ないのではないのでしょうか。いつだれが発案し、実行させたのか、また何かよい意味での意図があつてのことであればお聞かせ願います。それが葛城市のためになることでしたら市民の皆さんも納得されるかもしれません。そして、最近の葛城市の印刷物にはマスコットキャラクターの図柄の印刷が目立ちますが、市章はどこへ行ったのでしょうか。現在議場におられる理事者を初め、職員の名前の皆さんの名札に市章はありますか。もしあるとすればそれは市章ではなく、市章のようなものと思います。全国どのこの地方自治体にも必ず葛城市でいうところの市章と同じ章があるはずで、これは民間企業にも社章なるものがあるのと同じです。なぜこの市章が印刷されなくなったのですか。葛城市の正式マークは市章であるはずで、これも後世に引き継ぐべき大切な市章をもっと大事に扱っていただきたいという思いから、このような質問をさせていただきました。市章に対しての市長並びに副市長の見解をお聞きしたいと思えます。

以上につきまして、市長、副市長並びに所管部長のご答弁をお願い申し上げます。時間制限がありますので、簡単明瞭によりしく願います。なお、再質問につきましては質問席にてさせていただきます。

下村議長 企画部長。

森川企画部長 ただいま、2番、中川議員からご質問をいただきました。まず、1点目の件と4点目の質問について私の方からご答弁を申し上げたいと思えます。

まず、あいさつ運動でございます。来庁者へのあいさつの励行、接遇研修についてというご質問をいただいたわけでございます。あいさつの励行ということ、これはあいさつは人と人とのかわりの第一歩であるとの認識のもと、折に触れ、職員に対しましてその励行を促しているわけであり、また、山下市長が就任当初から来庁者には大きな声であいさつをするよう指示もされているところでございます。現状は全ての職員が来庁者全員全てに対し、このような取り組みができているかと申しますと、そうではない現状であると考えます。今後も引き続きまして、来庁者のみならず、電話での対応におきましてもあいさつの励行が行われるよう、指導していきたいと思っております。

そして、接遇研修でございますが、現在は奈良県市町村職員研修センターにおける新規採用職員研修のカリキュラムの中でその研修が行われており、新規採用者に対してその研修の中で接遇についての研修を行っております。その他の職員に対しましては、特に接遇というものを目的とした研修は行っておりませんが、今後は新規採用時の初心にかえることを、基本の思いを起こすことも含めまして、研修施設における研修に参加させるなり、あるいは講師を招いて研修を行うなど、職員一人一人が客を遇する心を持ち、その心を高めることができるよう取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、4番目の市章について、また市章に対する認識についてにご質問を。また、公用車等に貼りつけのシールについてのご質問をいただいたわけでございます。本市の市章は表現するところは申すまでもございませぬ。市章は市の象徴であり、シンボルであると認識いたしております。まず、参考までにではございますけれども、平成17年2月の市章制定以降、市章使用のマニュアルを制定いたしまして葛城市のロゴとともに町内の市章使用に一定のルールづけを行い、統一的なデザインで市の旗、封筒、広報、ホームページ、各種証明用紙と葛城市の象徴としてさまざまな場面で活用いたしておる状況でございます。一方、マスコットキャラクター蓮花ちゃんは平城遷都1300年祭を迎えるに当たり、葛城市もこのイベントに積極的に参加するため、古くからゆかりのある伝統の人物中将姫をイメージした公式マスコットキャラクターをデビューさせたわけでありませぬ。蓮花ちゃんのキャラクターを使い、遷都1300年祭を盛り上げるとともに、この機会をとらえ全国に観光資源及び特産品を広く宣伝普及し、また蓮花ちゃんと葛城市の知名度を高める市民共有のキャラクターとして各種イベントに参加し、地域振興を図っておるところでございます。このように、蓮花ちゃんは市のマスコットキャラクターであり、広告塔であると認識いたしております。また、公用車のシールでございますが、中将姫、蓮花ちゃんになっております。これは現在特許庁への商標登録において蓮花ちゃんの図柄登録と中将姫という文字登録は既に申請し、登録を受けております。しかし、蓮花ちゃんの商標登録につきましては愛称決定後直ちに申請をいたしておりますが、この名称に似た類似商標が多数ありとも聞いておりましたので、シール作成時には蓮花ちゃんとして使用した場合に、蓮花ちゃんの類似商標として既に特許庁に商標登録があった場合には権利侵害、無断使用で賠償請求とされる危険性があります。それを回避するための手段として商標登録を得ている中将姫と申請中の蓮花ちゃんを合わせて利用しているものであります。また、蓮花ちゃんの商標登録につきまして特許庁より蓮花の類似商標が多数あることから、登録は認めがたい旨の通知を受けたわけでありませぬ。これに対しまして、特許庁に異議申し立て理由の意見書を提出いたしまして、補正手続きを行いました。その結果、特許庁はこれを認め、現在登録手続きにこぎつけたところでございます。蓮花ちゃんの商標登録ができ次第、シールより中将姫を削除し、蓮花ちゃんに改めたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

下村議長 教育部長。

高木教育部長 2番、中川議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。教育委員会関係の施設の関係についてご報告をいたします。

1点目の監視カメラ等の設置状況等について、2点目は既設の施設の保守点検及び更新状況について、3点目は今後の計画についてということでございます。

お尋ねの監視カメラの設置状況につきましては、まず学校及び幼稚園の設置状況を、続けて教育委員会所管の各施設の設置状況をご説明いたします。学校及び幼稚園につきましては、平成17年7月に市内7校と5幼稚園に監視カメラ1台ずつを設置しております。これにより各校、園とも出入り口3、4カ所を同時にモニター監視できる状態でございます。教育委員

会所管の施設につきましては、當麻文化会館が計4台、新庄文化会館は図書館を含めて4台、當麻スポーツセンターにつきましては3台、歴史博物館は9台となっております。なお、中央公民館等コミュニティセンター及び當麻の給食センターには監視カメラは設置していません。

次に、既設の設置機材の保守点検及び更新状況につきましては、定期的な保守点検は実施していないものの、故障等の不具合が発生した場合はできるだけ迅速に修理を行い、正常に作動するように努めておるところでございます。ただし、最も古い監視カメラは昭和58年設置で機能面での不十分さは否めず、また機械の老朽化も進み、次第に修理が難しい状況になりつつあるところでございます。今後は協議を重ね、監視カメラの有効性が発揮できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

下村議長 市長。

山下市長 中川議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、おっしゃるとおり、あいさつというのは一番大事やというふうに思いますので、相手からあいさつをされてそれにあいさつを返すというのは、これは返事であってあいさつではないというふうに私も思います。日ごろからしっかりとあいさつをするようにというふうに言っておりますけれども、それが徹底されていないということに対してはおわびを申し上げたいと思っておりますし、これから市の職員、しっかりと市民を受け入れる体制というのをつくって努力をしていきたい。また、この4月から市民窓口課というものができますので、その中でもしっかりと対応をさせていただきたいというふうに思います。

次に、(仮称)人権侵害救済法に対しての問題と地区懇談会との取り合いというか、市長はどういうふうに考えてんねんということでございますけれども、人権というのはもちろん大事なことだと思います。何人であっても人権を侵害することは許されないということは当然承知のことでございますし、私も男女共同参画も含めて本部長として推進をさせていただいている、葛城市の中で先頭を切って推進をしていかなければならない立場であるということでは十分認識をしております。

さて、この人権侵害救済法の問題でございます。こちらは自民党が出しておられた人権擁護法案と民主党の出しておられる人権侵害救済法、ほとんど変わることはない法律であると思っておりますけれども、なぜ山下はサインをしなかったのかということでございます。これはどこからサインを求められたのかというと、奈良県の解放同盟の方から人権侵害救済法の早期成立に向けて山下も市長として署名をしてくれというお願いでございました。昨年のことだったと思っておりますけれども、それに対して私なりの懸念がいくつかあるということで、この人権侵害救済法の早期制定に向けての署名というところにはサインをさせていただかなかったということでございます。これと私の人権を考えるということとは全く別物であります。それを端的に申し上げていかなければならないと思っておりますけれども、人権侵害救済法の中で、これは大変に難しい問題ですから、人権侵害救済法の中で、ちょっと待ってください。

(「市長、あんまり固まるな」の声あり)

山下市長 いや、別に固まっています。ただ、この問題というのは大変にやっぱりデリケートな問題やと思います。言葉1つでとんでもないことになってしまうという可能性を含んでいるということなので、やっぱり大事に言葉を使っていかないといけないと思いますので、ただ本当に、じゃ、簡単に申し上げますと、人権侵害救済法の中で定義をされております。どういうことに対してこの法律を適用するのかということに対して、人権侵害という言葉が出てきますけれども、その言葉の定義というものがなされていないということと、将来に人権侵害を起こすおそれのあるものというものも、この人権侵害救済法の一般救済や特別救済の対象になるということです。法律というものは恐らく全ての法律だと思うんですけれども、権限を振るえる範囲というものを規定してあるものだというふうに思います。かつて世界中で憲法がつけられたときに民主主義が勃興してきてリバイアサンと言われた権力が勝手に動き出してしまうということを押さえるがために各法律というものがつくられてきた、日本国憲法であってもそうだというふうに思います。また、例えば刑事訴訟法であっても法を犯した者は裁判官の意思で勝手に定められた法律以上のものを科してはいけないというのが規定をされていると思うんですけれども、余りにも定義があいまいであると、将来人権侵害を起こすおそれのあるものという形で範囲があいまいであるということと、それに対して、あと人権侵害救済法の中で内閣府の中に人権委員会というものと各都道府県に同じ下部の人権委員会、各市町村に人権擁護委員を置かなければならないということが規定をされておりますけれども、その方々の権限、一般救済や特に特別救済というところに関する権限の余りにも強大なところ、人権侵害を起こした者に対して刑事事件で言うところの調査や家宅捜索まですることができるということが、この法律の中で規定をされております。これは刑事事件であっても条例主義といいまして、憲法第35条で規定をされております条例主義ののっとなって裁判所に令状の申請をしてそれを受けて初めて家宅捜索ができるということになっておりますけれども、この人権侵害救済法の中には、令状なしに家宅捜索までできるというようなことが書かれてある。これは余りにも憲法違反でもありますし、その部分というものがクリアされなければ、やはり市民また国民に対して大きな不利益を生じる可能性があるものであるというふうに私は認識をしておるわけでございます。人権侵害に対する救済措置というものは当然必要であろうというふうに思いますけれども、人権侵害をしたという人に対する救済措置等がこの法案の中ではうたわれていないということもござります。いろんなところから私が懸念を持っておりますこういった部分というものがクリアされましたならば、私は喜んで署名をさせていただき、この法案の成立というものに後押しをさせていただきたいというふうに思っております。

次に、市章に対してどう思うねんと、もちろん大事なものだというふうに思います。私は市長会の章をここに付けておりませんが、済みません。今の言葉はカットしておいてください。うちの職員は全て胸に市の市章というもの、記章をつけさせていただいております。我々が報じるべきというか、市のシンボルとして市章というものはとても大事だと思いますし、これは家紋のようなものだというふうに認識をしております。各家、各家でそれぞれ大事にしてくる文化であり、伝統であり、そのものの体現をしたものが市章であると。市

民のシンボルマークであるというふうな認識は私も持っております。ただ、なぜ胸の名前のところについてないねんとか、車の公用車の中に市章がないねんとかということでございますけれども、できるだけ多くの方に、市章というものはたくさんの方、市役所に来ていただく方はほとんど知っていただいていると思いますけれども、さまざまな議論の中で「市長、蓮花ちゃんをもっとアピールせんあかんやないか」と。これによって商品をつくっておられる方もおるんだと。市が挙げて、市役所も挙げてやはり蓮花ちゃんというのをPRしていただく方々、市民だけじゃなくて市民が一番最初でそこからたくさんの方々に波及をしていかなければならないだろうというようなこともおっしゃっていただきました。なるほど、じゃ、やはり市役所の職員から啓発をさせていただいて、この蓮花ちゃんというのを使って葛城市をよりたくさんの方々に知ってもらおうということで公用車の中にもつけさせていただいたり、またカーブミラーのところにもつけさせていただいたりしております。ただ、蓮花ちゃんの頭のところに飾りで市章をつけさせていただいているということで、これはふざけているんじゃないかというお怒りの言葉もひょっとしたらあるかもしれないですけども、それはそういう意味じゃなくて、やはり当時デザインしていただいた案の中にはそのマークというものは入っておりませんでしたけれども、やはり葛城市のキャラクターということで市章をつけさせていただいて、市章というのも全国にわかってもらえるようにしていきたいという思いでつけさせていただいたわけでございます。先ほど、中将姫というのがついているのはなんでかというのを部長の方から聞いて、その名前を公募していただいた行為を踏みこむものではないということはよく認識をしていただいたと思います。とにかく、いろいろな手だてを講じながら葛城市のPRまた農産物等の売上向上とか新製品開発、新商品開発、そういうものも含めて何とか葛城市を元気にしていく方策として出させていただいたということをご認識いただいて、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

下村議長 2番、中川君。

中川議員 ただいま、所管部長並びに山下市長からもいろんな説明をいただきましてありがとうございます。

あいさつ運動についてでございますが、今後において市民皆さんから苦情の来ない対応ができる職員の養成と常に職員の対応態度の善し悪しを判断できる管理職の登用を要望しておきます。また、幾ら職員が適切な対応をしても管理職ができなければ何もならないということもつけ加えておきます。最近市役所へ行ったら愛想がええと言われる役所、気持ちのええ対応しよるなと言われる職域づくりも行政の大切な仕事の1つと考えておいてほしいと思います。特にきのうの内示のショックでいろいろ感情的な行動も出ている職員もおられると思いますが、それらの感情が表面に出ないようにあと8日間気持ちのええ対応ができるように市長、副市長、先頭になってよろしく願いしておきます。これについては答弁を求めません。

それと、防犯体制についてのことでございますが、個人の家ではいつだれが来たのかわからないようなことは少ないと思います。公の施設で不特定多数の人が出入りするところにお

いては、特に事故を未然に防ぐためにも早急な対応をお願いしておきます。特に該当施設の職員から要望が出ている場合は現場の確認ぐらいはするように、机上の説明を聞くだけでその可否を判断しないように願いたいと思います。これも危機管理体制の重要な部分であるということは理事者も十分認識されていると思いますので、早急な対応をお願いいたします。

人権尊重意識についての再質問でございます。行政では従前から何か新しいことを計画する場合とかにおいては、近隣市町村や他府県まで出かけてその実施方法やまた参考資料や意見等を収集すると思います。今回の私の質問は、市長は県下の市長の動きを気にせず、自分の政治理念だけで判断されているのではないかと危惧した分からお聞きしたものでございます。今後も葛城市が人権政策を遂行していくのであれば、その足固めも必要ではないかという思いに立ったものでございます。今回の議会におきましても葛城市の人権問題の取り組みがいろいろと問題になっておりますので、そのことをお聞きしたものでございます。また、今後の人権政策に対してのお考えを副市長にもお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願います。あと、市章についてのことでございますが、マスコットキャラクターのことにつきましては、先ほども申し述べましたが、役所が公募して大々的に結果公表までしたものを勝手に変更しているのではないかということからの質問でございます。実際、何人かの市職員さんにこのことを尋ねましたがほとんどの職員は答えられませんでした。役所はいろんな法令等に基づいてその業務を執行しているところでございます。その法令等に定めていないからといって勝手にかえてよいというものではないはずですが、今後葛城市のためによいことでも一部の者しか知らないようなことのないように市長が葛城市の発展を願った未来構想に躍起になられているのはよく理解できますが、走り過ぎることのないようにしていただきたいと思っております。これもまた市章に対する副市長の認識をお聞かせ願います。市長、副市長、2人の立場の答弁をお願いしたいと思います。市長の方は結構です。

以上でございます。

下村議長 副市長。

杉岡副市長 まず、人権に関する人権侵害救済法のことに関しましては、私、市長のように勉強不足でございます。この趣旨につきましては勉強不足でございますので、私の思いとしては今現在答えられないというのが現状でございます。それから、市が行っております人権啓発、人権教育に関しましては先ほど市長が答弁されましたとおりでございます。私も同じ考えで対応させていただきたいと思っております。市章に関する取り扱いにつきましても、先ほど担当部長、また市長が答弁させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

下村議長 2番、中川君。

中川議員 ありがとうございます。今回の質問または要望について答弁していただきましたことにつきましては、今後の葛城市の対応並びにその改善について精いっぱい努力をお願いしたいと思います。これは執行機関がすること、いや、議決機関の問題だという規定概念にとらわれず、全ては3万5,000、葛城市民が安全かつ安心して暮らせるまちづくりを目指すという共通の目的のためにしなければならないことだという基本理念に基づいたものであると思

っています。必ず実行していただけるよう強く要望して私の質問を終わらせていただきます。
ご答弁ありがとうございました。

下村議長 中川佳三君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 2 7 分

再 開 午後 2 時 4 5 分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

18番、白石栄一君の発言を許します。

18番、白石君。

白石議員 議長の許可を得まして一般質問を行わせていただきます。

私の質問の第1は、市民の暮らしに役立つ公共バス、ミニバス等の運行の改善について、第2は母子家庭を初め、経済的に困難な家庭に対する支援についての2点であります。

まず、市民の暮らしに役立つ公共バス、ミニバス等の運行の改善についてお伺いをしてまいります。

本市の公共バス運行は合併前に策定をされた新市建設計画の中で、住民の皆さんが公共施設を利用する際の利便性の確保を目的にコミュニティバスの運行を実施してまいります。また、運行経路、時間帯、停留所等についても住民の皆さんが利用しやすく、かつ行政効率のより方法で運航を検討いたします。このように新市の主要施策の1つとして位置づけられ、合併後の住民の主な公共施設への利便性を確保するために実施をされてきたものであります。平成17年から葛城号がスタートいたしました。この間市民のニーズに答え、利便性の向上を図るために少ない予算、スタッフのもとでゆうあいバスの活用やミニバスの導入など改善に取り組んできました。ここに来て、運行事業が市民に認知され、市民生活に定着してきたことは成果であり、評価できるものであります。運転手さんや職員の努力の賜物であります。さらに、高齢社会に向けて通院やスーパーへの買い物など、高齢者の日常の暮らしに役立つ便利な運行事業への発展が期待されています。本年は運行開始5年目の節目の年です。先般実施された市民利用者アンケート等、市民の声を生かした改善に取り組むとともに、公共バス、ミニバス等の運行の実績を振り返り、その役割や目的、運営のあり方などを抜本的に見直していく年にしなければなりません。まず、市民利用者を対象としたアンケート調査の結果について、さらに利用実績についてご報告を求めるものであります。

次に、アンケート結果や急速に進む高齢社会に向けて、通院や買い物、文化やスポーツなどの各種教室やクラブ活動への参加など、高齢者の暮らしに役立ち社会参加を支援する運行事業を目指す、ミニバス等の増車や増便、ルートや停留所の設置等の整備改善の取り組み並びに今後の計画についてお伺いをいたします。さらに、ミニバスや地元タクシー会社と連携をしたデマンド方式についてどのようにお考えか説明を求めるものであります。

2番目であります。母子家庭を初め、経済的に困難な家庭に対する支援についてお伺いをいたします。

小泉内閣のもとで進められてきた構造改革路線による派遣切りなどの雇用の破壊、医療や

年金などの社会保障の連続解約や地域経済の切り捨て、これに追い打ちをかける世界金融危機による経済危機によって貧困の格差はますます拡大をしています。生活保護世帯は平成20年度の1カ月平均が114万8,000世帯から平成21年11月の速報値では129万3,000世帯と、わずか1年足らずで14万5,000世帯、12.6%もふえています。被保護世帯数では平成4年以降16年連続をして増加しています。母子世帯もこの20年間で60万世帯から79万世帯にふえています。本市における母子家庭、いわゆる1人家庭、生活保護家庭等、経済的に困難な家庭の実態はどうなっているのでしょうか。順次説明を求めてまいりたいと思います。

まず、生活保護受給者の世帯数、人員等、合併後の平成17年度から今日までの5年間の推移についてお伺いをいたします。さらに、生活保護受給者の平成17年度からの就労支援対象世帯数及びその支援の成果についてお伺いをいたします。次に、生活保護受給者に対する生活サポート制度はどのようなものがあるか、ご説明を求めるものであります。さらに、生活保護80世帯に対するケースワーカー1人の標準に対して葛城市の人員の状況はどうなっているのでしょうか。葛城市の人員の現状で生活保護受給者に対する生活サポートが十分行われているか説明を求めるものであります。

母子世帯等についてお伺いをしてまいります。女性の2人に1人は派遣やパートなどの低賃金、不安な仕事にしか就けない状況です。特に母子家庭の場合は求人そのものが少ないというのが実態であります。厚生労働省の平成20年国民生活基礎調査によりますと、母子家庭の1世帯当たりの平均所得は243万2,000円。全世帯の世帯当たりの平均所得556万2,000円と比べてはるかに低い水準で全世帯平均の43.7%に過ぎません。とりわけ重要なことは、子どもの貧困であります。両親と子どもだけの世帯の子どもの貧困率は11%であるのに対して、母子家庭の子どもの貧困率は66%にも達すると言われております。子どもは親を選べません。親の貧困や病気は子どものせいではありません。どんな環境に生まれようとも子どもに当たり前の医療や教育を与えられなければなりません。地方自治体の役割は住民の福祉の増進を図ることです。今ほどその役割を發揮して最も経済的に困難な状況に置かれている母子1人親家庭や生活保護家庭などに対する支援が求められているときはありません。

そこで、市長にお伺いをいたします。市長が掲げた山下和弥ビジョンには子どもを育てる親の視点で働きながら子育てをしている家庭をサポートします。母子家庭や生活保護家庭に目を向けて、生活サポート制度を新設し、充実した生活を送るお手伝いをしますと書かれていますが、まさに地方自治体の本来の役割を果たそうというマニフェストであり、歓迎できるものであります。では、葛城市としてどのような生活サポート制度の創設をお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。再質問は質問席から行わせていただきます。

下村議長 企画部長。

森川企画部長 18番、白石議員から市民の暮らしに役立つミニバス、公共バス等の運行の改善についてというご質問いただいたわけでございます。答弁を申し上げていきたいと思っております。

まず、ご承知のように葛城市公共バスにつきましては、平成17年10月から市内公共施設間の連絡バスとして運行を開始した葛城号とその後葛城号の走らない地区からの要望で、平成19年度からミニバスの運行を開始し、合わせてゆうあいステーションの送迎バスであったゆ

うあいバスの社会福祉協議会の協力を得まして、いずれの停留所でも乗り降りできる路線バス方式に変更していただき、運行を行っているところであります。この間、市民の皆様からそれぞれのバスの運行内容に対するさまざまな意見が寄せられ、また改めてより多くの市民の方の意見を伺うことを目的に実際にバスの利用者を対象としたアンケートと市民無作為抽出によります1,500名を対象としたアンケート調査を実施してまいりました。

まず、アンケートの報告をする前に、乗客数の実績についてでございます。平成20年度の実績でございますが、ご報告を申し上げます。葛城号につきましては1万1,607人、1日当たり37.93人、ミニバスにつきましては5,551人、1日当たり22.84人、ゆうあいバスは1万9,835人、1日当たり65.05人です。

次に、アンケートの報告でございますが、利用者に対するアンケートでは配付277名に対しまして回収は213名で回収率76.9%です。無作為抽出によりますアンケートでは1,500名に配付いたしまして671名の回収、回収率といたしまして48.8%であります。それでは、アンケートの結果であります。一部をご紹介したいと思います。まず、利用者を対象にしたアンケートでございます。「運行日時、ルート、停留所について現行のままでよいですか」と尋ねたところ、「現行のままでよい」としたものが葛城号ではおおむね40%台ですが、ミニバス、ゆうあいバスにつきましては50から70%台でありました。「現行以上の充実を望みますか」と尋ねたところ、「増便や毎日の運航、ルートの増設を望む」とした回答はおおむね3種類のバスともに10から20%であります。停留所の増設につきましては、3種類のバスともに20%台でございます。逆に「整理縮小でもよいですか」と尋ねたところ、「よい」とした回答ではルートの整理についてはミニバスの16%を除き、20から30%、また停留所の整理につきましては3種類のバスともに20から30%となっております。また無作為抽出によるアンケートでは、回答のあったうちおおむね90%が利用したことがないとの回答でございました。その理由といたしましては、「車、バイクなどがあるため」がほぼ70%であり、「運行本数が少ない」、「バス停が近くにない」が合わせて15%程度となっております。また、利用者に対するアンケートと同じ質問事項でございますが、「運行内容については現行のままでよいですか」と尋ねたところ、「よい」とするものがゆうあいバスでは50%ありましたが、葛城号、ミニバスにつきましてはおおむね40%となっております。「ミニバスの運行日時についてのみ現行のままでよい」とする回答は16%となっております。「現行以上の充実を望みますか」と尋ねたところ、「便数、ルートや停留所の充実を望む」回答は3種類のバスともにおおむね40%台となっております。逆に「廃止縮小でもよいですか」と尋ねたところ、「よい」とした回答では3種類のバスともにおおむね15%でございました。一方、今後の運行については3種類のバスともに「わからない」としたものが50%ございましたが、「利用する人がある限り、今後も運行すべき」、また「今は利用の必要がないが、高齢になれば利用するので運航を継続すべき」としたものがおおむね20から30%でございました。

以上のような結果を踏まえまして、今後の運行内容についてこれまでに内部で検討を重ねてまいりました。保有車両をふやし、運行便数やルート設定などに、柔軟に対応するのであれば市民の皆様のご要望に少しでも近づけるものと感じておりますが、当然初期投資や運行経

費がふえることは予想されます。現状の利用状況を見たときに今の保有台数で現状の運行を継続していくことが今の段階ではベターではないかと考えているところであります。また、現状のミニバスにつきましては、アルバイトの運転手を雇用いたしまして1台の車両で昼の休憩時間を除き、目いっぱい運行をいたしております。ご提案のデマンド方式でございますが、仮に1台の車両で現状のルートをおおむね踏襲することを前提にデマンド方式を採用するとなりますと、ルート周辺の乗客の相乗りやルート内の停留所の順番を随時変更することも前提に考える必要があるわけでございます。運行時間に余裕を持たせるため、運行ダイヤを事前に設定することが不可欠となってきます。その結果、現状の1日、各3便を維持するには困難となり、サービスダウンになることも予想されます。行政に対する市民皆様の要望やご意見は日々多様化し、またより高いレベルに、より深く変化を続けています。公共バスに対する要望やご意見も同様でございます。市民の生活実態やそれに即した移動内容、手段などよりの確に状況判断した上で、公共バスの利用者や利用したいと考える市民は本当にどのようなニーズを持っているのかを検証しながら公共バスのあり方を検討していくことが重要なものと考えております。このような意味からも、今後公共バスの運行に関する企画や運行そのものも行政主導で行うのではなく、市民を巻き込んだ中でともに検討していくことも必要ではないかと考えているところであります。いずれにいたしましても、公共バスの運行内容につきましては現状の精査と今後の状況を見ながら、デマンド方式も含めてよりよい市民の目線に立った上で引き続き検討を重ねてまいりたいと存じております。

以上、答弁といたします。

下村議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 18番、白石議員のご質問でございます。母子家庭生活保護世帯等、経済的困難な家庭の実態並びにその支援の成果などについてお答え申し上げます。

まず、生活保護受給者の世帯数、人数の平成17年度からの5年間の推移について説明させていただきます。

平成17年4月1日現在で102世帯133人、平成18年4月1日現在で102世帯123人、平成19年4月1日現在では104世帯126人、平成20年4月1日現在で122世帯158人、平成21年4月1日現在では129世帯164人、平成22年3月1日現在では133世帯176人となっております。次に、生活保護受給者の平成17年度からの就労支援対象世帯数及びその支援の成果について説明いたします。平成17年度は対象3世帯3人で、1世帯就労開始、1世帯収入増による廃止、1世帯は腰痛等による短期就労を繰り返す状態でありました。平成18年度では対象3世帯3人で、1世帯収入増による廃止、1世帯収入増、1世帯は病気による短期就労を繰り返す状態でありました。平成19年度では対象3世帯3人で、1世帯収入増、1世帯は傷病により支援中止、1世帯は腰痛による短期就労を繰り返す状態であります。平成20年度は対象7世帯7人で、2世帯は収入増による廃止、2世帯は収入増でしたがうち1世帯は就労先で派遣切れとなり転職による収入減となり、2世帯は障害により就労が決まらず、1世帯は傷病により支援中止となりました。平成21年度では対象6世帯6人で、1世帯収入増による廃止、3世帯収入増、2世帯は障害により就労が決まらずとなっております。その他にも特に就労支援

が必要でなく、就労している世帯もあります。平成17年度2世帯、平成18年度2世帯、平成19年度で2世帯、平成20年度で2世帯、平成21年度で4世帯となっております。

続きまして、生活保護受給者に対する生活サポート制度について説明させていただきます。

本市では平成18年度から順次生活保護受給者自立支援プログラムを策定いたしました。このプログラムにはハローワークの就労支援員と連携して稼働年齢受給者に就労指導を行う、生活保護受給者就労支援事業活用プログラム、稼働年齢受給者に対し、担当ケースワーカーがハローワークへ動向し、就労指導を行います。ハローワーク同行による就労支援プログラム、長期入院患者を対象として退院し、施設や自立した生活ができるように病院や施設と連携支援を行う精神障害者退院支援プログラム、5年間で退院の7人が施設入所となっております。また、生活習慣病で栄養管理が必要なケースに対して保健士等と連携した見守り体制を確立し、病気の克服に向けた取り組みを行う生活習慣病患者健康管理プログラム、精神障害者が規則正しい生活が送れるように福祉施設と連携し、支援する精神障害者生活支援プログラム、多重債務の抱え、整理が必要なものを地域包括支援センターや法曹機関等と連携する債務整理支援プログラムがございます。これらのプログラムを活用し、生活保護受給者の自立の支援をいたしております。

次に、生活保護80世帯に対しケースワーカー1の国の標準に対し、葛城市の人員状況及び葛城市の人員状況で生活保護受給者に対する生活サポートが十分行えるかについて説明させていただきます。

葛城市の生活保護担当者は現在課長補佐が兼務しています査察指導員である1名とケースワーカー3名で生活保護を担当いたしております。そのうち査察指導員並びにケースワーカー2名は民生児童委員会、その他の各種団体、福祉総合ステーション指定管理委託業務、當麻庁舎管理、公用車管理業務等も兼務しており、実質は延べケースワーカー2名の業務で3月1日現在世帯数133世帯を担当しており、1名当たり67世帯を担当している状況でございます。また当初は福祉事務所でもあり、面接相談業務、医療介護扶助業務、国庫負担金、補助金、県負担金、その他の調査報告事務業務、生活保護事務調査業務、庶務業務等を手分けして分担して事務をしており、他の福祉事務所のように役割分担が細分化されている福祉事務所のように、一概にケースワーカー1名当たり標準担当数80世帯とは比較しにくく、また新聞紙上でご存じの、全国的な昨今の保護世帯の急激な増加、相談件数の増加状況が大都市ほどでないにいたしましても、葛城市も同様な状況であります。今後におきましても、生活保護受給者及び福祉相談等に対するサポート体制を充実してまいりたいと存じます。

続きまして、葛城市の母子家庭世帯につきましては児童扶養手当、母子医療等の受給世帯数から見ますと、平成17年度は340世帯でありましたのが平成21年度には390世帯と、離婚、転入等により平均10人程度毎年増加している状況でございます。本市の支援といたしましては、現時点で保育所、保育料58人、学童保育料46人の非課税世帯の減免、母子医療の所得制限の撤廃で50世帯、また国等の補助制度に準じて就業に向けた能力開発への支援として母子家庭の母が就職に有利な教育訓練を受講する場合、その受講料の助成で1件、また看護師や介護福祉士などの資格取得をする場合、一定期間教育給付金の助成で1件を行っております。

また保護者が病気などにより子どもの養育が困難になったとき、一時的に子どもを保護するショートステイ事業で1件を施設と委託契約し、実施いたしております。また、生活支援といたしましては県の制度で母子及び寡婦福祉資金貸付制度で3件、通勤定期に限りJR定期乗車券割引制度で4件の利用がございます。母子父子家庭支援制度につきましては、児童扶養手当の申請、現況届提出のときなどにこのような制度の資料といたしまして、子育て支援情報誌「かつらぎっこ」などを渡しながら相談に応じ、説明、助言等を行って、その周知支援に努めておるところでございます。保育士等の資格所持者につきましては、保育所、学童保育所、児童館などのアルバイト雇用も積極的に行っておるところでございます。また、平成21年4月よりファミリーサポートクラブを立ち上げ、母子父子家庭などの子育て世帯の支援に積極的に取り組んでおるところでもございます。今後におきましては、次世代育成支援後期行動計画の基本理念であります葛城に抱かれ親も子ども笑顔で育つまちづくりのための支援を関係機関とも連携ながら種々取り組んでまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

下村議長 18番、白石君。

白石議員 まず、公共バスについて再質問をしてみたいと、このように思います。

答弁ではアンケートの結果を踏まえた今後の運行内容について、保有車両をふやせば運行便数やルート設定などの改善によって市民の要望に近づけると考えておられる。しかし、車両の購入に先立ち、運転経費がかかる、初期の費用がかかる、そういうことが現状の利用状況や市の財政が厳しい状況からして現在の保有台数で運航を継続していくことがベターだと判断をしたということでもあります。確かに、現状の運行内容のままでは利用者の増加を見込むことは困難だと思います。しかし、現状の利用状況から性急な判断を下すことは平成20年度の実績の内容や利用者アンケート、市民アンケートの結果からして早まった判断だと言わなければなりません。利用実績の説明では新庄地域を巡回しているミニバスの年間乗客数は5,551人、1日当たりの乗客数は22.84人です。當麻地域を巡回しているゆうあいバスは年間1万9,835人、1日当たりでは65.05人となっています。ミニバスの利用がゆうあいバスの約3分の1にとどまっています。ミニバスは1台でゆうあいバスは2台運行をしていますから、ゆうあいバスの乗客数が多いのは当たり前ですが、大事なことは乗客数は2倍ではなく3倍になっていることでもあります。巡回する地域が半分になりますから、便数もルートも停留所もふやすことができ、利用者市民にとっては利用しやすくなるのであります。1台の増車で乗客数は2倍ではなく3倍になることが示されています。また、利用者アンケート調査の結果で大事なことは「運行日時やルート、停留所について現行のままでよい」とした利用者が葛城号で40%台、ミニバス、ゆうあいバスが50%から70%になっていることです。現在、利用しておられる人たちは自分の生活スタイルと運航条件等をうまく合わせて利用されているわけですから、50%、70%の満足度も当然の結果です。「増便や毎日の運行、ルートの増設を望む」回答が10%から20%と低くなっているのも当然だと思います。つまり、市民の生活サイクル、通院やスーパーへの買い物、文化やスポーツなどの各種教室、クラブ活動への参加など、高齢者市民の暮らしに役立ち、社会参加を支援する運行内容であれば利用者が増加を

し、定着することが、このことからわかります。さらに、無作為抽出の市民アンケートではほとんど利用したことがない人たちが今後の運行についての質問に対して「利用する人がある限り運行すべきだ」、「今は利用の必要がないが、高齢になれば利用するので運航を継続すべき」との回答が20%から30%もあったことは公共バス運行の目的や役割の見直し、近い将来の運行内容の増強、改善の必要性を示しているのではないのでしょうか。とりわけ新庄地域におけるミニバスの増車は不可欠です。いかがでしょうか、現状の運行を継続していくことがベターではないかとの判断では、市民のニーズに答え、市民生活を支える役割を担うことはできません。判断を見直すべきであります。いかがお考えか改めて答弁を求めます。

さらに、公共バスのあり方、役割の問題についてお伺いをしております。

部長の答弁では「住民がどのようなニーズを持っているかを検証しながら公共バスのあり方を検討していくことが重要だと考えます」このように述べていますが、大変重要な視点であります。合併時の公共バスの運行の理念、あり方は公共施設を利用する際の利便性を確保することでした。その理念、あり方が今日まで引き継がれてきているのであります。しかし、このままでは通院やスーパーへの買い物、文化やスポーツなどの各種教室、クラブ活動への参加など高齢者市民の暮らしに役立ち、目前に迫っている高齢社会を支える事業に発展させることはできません。高齢者がハンドルを手放し、車を運転できない状況に陥ったとき、買い物や通院など生存権が脅かされる危険性が出てまいります。まさに市民の生きる権利を守るという視点から公共バスの運行を考える必要がある、このように思いますが、市長のご答弁をお伺いしたいと思います。

次に、母子家庭を初め、生活保護世帯等に対する葛城市の支援についてお伺いをいたします。

部長の方からご丁寧なご答弁をいただきました。生活保護世帯は平成17年102世帯から133世帯、31世帯の増、130.4%になっています。とりわけ平成20年から120台になってからどんどんと年ごとにふえていく、こういう状況になってきております。母子家庭も平成17年の130世帯から毎年10世帯程度ふえて、今日では390世帯、14.7%、50世帯ふえている、こういう状況になってきております。このような状況の中で生活保護世帯に対する就労支援対策、るる行われてまいりました。部長の説明から見てみますと、就労支援の対象者というのは我が葛城市の場合は平成20年で6人、平成21年で7人、そのほか就労しながら生活保護を受けている方がそれぞれ2人、4人といいます。合わせて平成20年が8人、平成21年が10世帯であります。としますと、ほとんどの方が高齢者であったり、病弱で仕事ができない人たちが保護を受けている、こういう状況にあるのではないかというふうに思うわけであります。自立のために頑張って収入をふやして保護を受けなくても生活できる、こんな状況に持っていきたいと思っても持っていけない、そういう人たちが120人程度いるわけで、本当に頑張って仕事をして探してやれば自立できるという人は実際には少ない状況であるということがわかりました。また、生活サポート制度の中身はほとんどが厚労省の自立支援プログラムに網羅された内容であり、厚労省が各福祉事務所に強く指導をしまいった内容であります。私は今生活

保護の制度が後退をし、母子加算あるいは高齢加算が廃止をされました。民主党政権が誕生する中で、平成22年度から母子加算が復帰するという事は聞いておりますけれども、やはり就労支援あるいは退院の支援プログラム、債務の整理のプログラム、そういうことだけでは生活保護世帯の生活を向上させ、健康で文化的な最低限度の生活を保障することはできないというふうに思います。そこで、葛城市として市長が山下和弥ビジョンで掲げている生活支援サポート制度、葛城市独自、単独の制度が本当に求められているのではないか、このように思います。市長のマニフェストはときを得た政策ではないかと、このように思うわけがありますが、その点、市長から改めてお伺いをしておきたいと思います。母子家庭に対する支援については保育所保育料、学童保育料の非課税世帯の免除、母子医療の所得制限の排除など市独自の施策が行われております。これはそれとして大いに負担の軽減になり、生活を支えるものだと思います。あとは国なり県なりの従来からの制度であります。そこで若干ご紹介をしておきたいと、このように思います。

鹿児島市でありますけれども、愛の福祉基金事業、一般篤志家からの寄付金を基金として積み立てて、その利子運用などで母子父子家庭の児童が中学校に入学したときに図書カードを送り、その入学を祝い励ましていく、あるいは市民福祉手当という形で児童1人当たり年間2万4,000円を支給する。このような市独自の支援をし、とりわけ子どもたちの教育を受ける権利、貧困を進めない、こういう施策がとられています。またあるいは北海道の東川町というんでしょうか、ここでは生活保護世帯の母子加算や高齢加算が廃止される中でその減額分を補てんする、福祉給付金という形で月額8,000円を給付する。こういう独自の施策を実施して経済的に困難な人たちを支援しているという例があります。ぜひ、市長が掲げるサポート制度を単にソフトだけではなくてこのような具体的に、経済的に支援をしていく、そういう施策の導入も求めておきたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

下村議長 市長。

山下市長 白石議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、バスでございます。公共バスのあり方というところで大きくりの話をさせていただきたいと思いますが、先ほど部長が答弁をいたしましたように、行政当局だけではなく、利用者、市民と一緒に公共バスのあり方ということにつきましても考えていかなければならないだろうというふうに思います。より利便性を高めようとするれば、医療施設、とりわけ市民の需要の多い葛城市の外でございますけれども、例えば高田の市立病院であるとか駅であるとかそういったところとの停留所であるとか、そういった創設というものが出てくるとは思いますけれども、そういうことになれば奈良交通との関係ということも考えていかなければなりませんし、駅と駅を結ぶという形であれば路線バスという規定になってくる。そういうことになれば、運行业者も考えていかなければならないとか、また高田市がやっているようなワンコインサービスを導入するべきであるのか、受益者の負担も一部ですけれども求めていかなければならないのか等も含めて葛城市のバス全体のことも考えていかなければならない時期があるだろうというふうに思っております。現在、我々に与えられている公共バス、葛城号、ミニバス、ゆうあい号、この4台のバスを利用しながら運行させていただいており

ます。さらに、ミニバスを1台ふやして利便性を向上させよというお話でございますけれども、その議論の中でどのようなあり方、市民のサービスの答えていき方を考えていかなければならないだろうということでございます。当初は白石議員がおっしゃったように公共施設への利便性を向上させるという目的でスタートいたしましたバスでございますけれども、現在はより生活に密着をした要望が強くなってきているというのは私も承知をしております。そのあり方の転換も含めて、公共施設の利用ではなく、生活に密着をした利用ということを考えるのであれば、それも含めてやはり考えていくべきであろうというふうに思いますので、市民と一緒にこのあり方についてどれだけ行政が負担をし、また受益者も負担をし、ということも含めて考えていきたいというふうに思っております。

生活保護世帯の問題でございます。私も市長に就任をして担当課、社会福祉課の人間を呼びまして生活保護世帯の中で就労のできる、またいろいろとサポートさせてもらえる世帯はないのかということで話を聞かせていただきましたら、ほとんどの世帯が就労することができない状況にあると。就労できる状況にある方々につきましては先ほど紹介させていただいたようなサポートをさせていたいただいているということで、非常に残念なというか、こちらでいろいろと行政のサポートが及ばない方々がたくさんいらっしゃるんだという認識を新たにさせていただいたところでございますけれども、その方々に対しては現在の生活保護をそのままの状況で対応をさせていただきたいと思っておりますけれども、それ以上のサポートといえます、現在のところ、今の葛城市の状況の中では難しかりやという認識でございますので、葛城市の受給者の状況を見ながらどのようなことがさせていただけるのかということも考えさせていただきたいなというふうに思います。

あと、母子家庭のことにつきまして、これは各担当の方にも話をしております。委員会中でのご紹介をさせていただいたと思っておりますけれども、葛城市の方でもアルバイト等も来ていただいてお手伝いをいただかなければならない仕事もあるわけでございます。できるだけこの方たちで対応できるものがあれば登録をさせていただいて葛城市でアルバイトという形で雇用させていただきたいということを各課の方にも伝えてあります。それだけではなく、先ほどから白石議員がおっしゃるように、同枠としてサポート制度というものを考えていくということで、市長のビジョンの中に出てきたやないかということです。実際のところ、大きな形でのサポート体制というのはつくっていないのは事実でございますけれども、私の考えておりましたのは市内の各企業であるとか、雇用を確保できるところにたくさん呼びかけさせていただいてそちらで、まず市の方で研修を受けていただいて雇用を送り出すというか、雇用してもらうというような体制を考えておったんですけれども、昨今の経済状況の中で各企業の体力というものがなくなってきている状況の中で、なかなかそのお話が各企業の方にいきにくい状況もあるわけです。また、今言っていたお話も含めてもう一度私も考え方を整理いたしまして、担当の者と相談をしながらどのようなサポート体制ができるかということ十分に検証して葛城市の中でできるもの、今現状の中でできるものとか、また多少の行政のサポートをしながらできること等も整理をしながら考えさせていただきたいと思っておりますので、このような答弁でご容赦いただきたいというふうに思います。

下村議長 18番、白石君。

残り時間が7分を切っておりますので、簡潔にお願いいたします。

白石議員 公共バスの件であります。市長もご承知のように新市建設計画ではコミュニティバスの運行事業に10年間でいくらだと思えます。4億5,000万円、年間4,500万円の支出を予定していた、こんな時期もありました。現在の主な運行経費は公共バス運行委託料577万5,000円、ミニバスの運行経費は賃金や燃料等を含めて350万円余りだと思えます。合わせて930万円程度となっています。初期費用がかかりますが、ミニバスをもう1台購入したとしても年間の運行経費は350万円程度の増で1,300万円程度でいけるのではないかと。新市の建設計画で市民の皆さんに提示をした4億円からしたら、4,500万円からしたら29%の支出で賄えるということでもあります。また、人口も多くて面積も広い地域に1台のミニバスでは市民の利便性という点での不均衡、これは解消できないんじゃないですか。実際に利用状況からしたらミニバスの利用はゆうあいバスの3分の1、これは明らかに2台あるゆうあいバスと1台のミニバスとでは差が出ているわけです。これが2台あれば同様に3倍の乗客が利用されるのではないかと。こういうアンケート調査から考えれば結果が導かれるわけです。やはり市民の足、利便性を確保するという点からしても現状の格差、不均衡は是正されるべきだ、これは最低限のことだと。その上に、新しい理念、公共バスのあり方を考えて目前に迫っている高齢化社会の中で、それこそ皆さん、私も含めてもみじマークが多くなっていよいよハンドルを手放さなきゃならないといったときに買い物もできない、医者にも行けない、こんな状況が迫っているんです。やっぱりそういう、まさに市民の生存権にかかわるこういう状況がモータリゼーション、そういう中でマイカーが普及し、買い物に行くにも身近なところに商店がなくなっちゃっている、こういう環境が生まれてしまったわけです。そのことにやはりきちっと対応していただきたい。市長がご答弁していただいたように、そのあり方、こうしていきたいという方法を、これまでの方向を転換して考えていただきたいと、このよう思っています。それから、アンケートの内容をちょっと紹介しようと思ったんですが、時間がないようですので紹介しきれないですけども、時間があれば紹介したいと思えます。

とりわけ、母子家庭、1人親家庭に対するサポート、私はこれは本当に大事だと思うんです。何よりもやはり子どもたちが親の収入によって高校に行けない、食べる物も満足に食べられない、新しい衣類が着れない、やっぱりこんなことは絶対に避けなきゃならない。そのために私はやはり市が何をやるべきなのか、そこをやはり中心に考えていただきたい。単なる母子家庭ということだけではなくて、そこには子どもたちがいるんだと。この子どもたちの成長をいかにして一人一人保障していくんだということをぜひ考えていただきたい。市長はそのことはよくおわかりいただいているというふうに思います。

1つ提案をしたいと思えます。鹿児島市の中で篤志家からの寄付金を基金にして活用しているという点であります。葛城市には福祉基金がございます。社会福祉協議会に2億7,500万円、おおよそ毎年の金利収入は100万円。いわゆる満中陰志、お返しの廃止に伴う寄付金が中心ですが、平成20年度で570万円、平成21年度で370万円の毎年の寄付金があります。やはりこういう本来の福祉基金としての役割をきちっと果たしていく、こういう原資があるんで

すから、そういう市長が目指す母子家庭や生活保護世帯に対する生活サポート制度に活用していくということが私は大事だと、当然財政は厳しいわけですから、これは何でもやれというわけにはいきません。やっぱり財源が必要です。この点を提案しておきたい、このように思います。

以上で終わります。

下村議長 白石栄一君の発言を終結いたします。

次に、日程第2、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管事務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事務について閉会中継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

議員の皆様方には8日の開会以来慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。これを持ちまして本定例会を閉会するわけですが、平成22年度は葛城市にとって財政事情が苦しい中でさまざまな事業に取り組んでいかなければならない、非常に大切な年であると考えます。各執行機関におかれましては、そのことを十分理解していただき、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成22年度葛城市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつといたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月8日に開催をされました平成22年第1回葛城市議会定例会が17日間の全日程を終え、本日閉会となったところでございます。その間、提案をさせていただきました条例制定及び条例改正、また平成22年度予算などの全議案、慎重審議の上、原案どおりご可決をいただきましたことに対しまして改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

私が施政方針でも述べましたように、すべての諸施策の展開が市民の皆様の幸せづくりの方策であり、そういった意味で市役所の仕事というのは市民の幸せづくりの応援団だという観点からさまざまな制度や事業の活用により市民生活をサポートできるよう、住民満足度の高い市政運営の実現を目指して努力してまいりたいと考えております。また、今議会の中で私に寄せていただきました各提言であるとか、また私のビジョン、それを挙げて市長はこう言っていたというお話をたくさん頂戴をいたしました。もう一度私も原点に立ち返り、しっかりと皆様方のご意見を受けとめながら住民本位というところに立ち返ってしっかりと市役所の職員とともに3万6,000人の住民の幸せのために努力をしてまいりたいと思います。

議員各位におかれましては、なお一層のご支援とご指導をお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

下村議長 以上で、平成22年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後3時51分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長

下 村 正 樹

署 名 議 員

朝 岡 佐一郎

署 名 議 員

赤 井 佐太郎